

# いいやま 男女共同参画プラン21

第4次飯山市男女共同参画計画

男女が、様々な場面で互いに尊重し、  
のびやかに暮らせる飯山市をめざして



## 第4次男女共同参画計画策定にあたって



近年、我が国においては、急速な少子高齢化の進行、国際化、情報化の進展、経済情勢など大きく変化する中、働き方や家事、育児、家族の介護の問題など、様々な課題が顕在化しており、男女を問わず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、将来に希望の持てる社会を構築していくことが重要となっています。

しかし、固定的な性別役割分担意識を背景に、家事や育児、家族の介護等の家庭の責任の多くを女性が担っていたり、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、男女の間で法律上差別はなくとも、実質的には機会の不平等が生じている実態があります。

男女共同参画社会を実現するためには、性別による固定的な役割分担意識の解消や、長時間労働の抑制などの働き方の見直しによって、地域や家庭へ参画しやすい環境づくりが求められます。

当市では、平成 17 年に「第 1 次男女共同参画計画」、平成 22 年に「第 2 次男女共同参画計画」、平成 27 年に「第 3 次男女共同参画計画」を策定、また平成 20 年には「飯山市男女共同参画社会づくり条例」を施行し、市民一人ひとりが性別によって制約されることなく、のびやかに暮らすことができ、活力ある飯山市を築くことを目指してきました。

こうした中、国においては、平成 28 年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行しました。また、令和元年 6 月には、改正女性活躍推進法が成立し、令和 2 年 6 月 1 日から施行することとされました。

地方公共団体にも、職業生活を営む、また営もうとしている女性が職場で十分にその個性と能力を発揮できるよう、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行の変革を始めとしたワーク・ライフ・バランスの推進をも含め、取組が求められています。

今回、策定いたしました第 4 次男女共同参画計画は、令和 2 年度から 6 年度までの 5 か年の計画であり、前計画の成果を踏まえつつ、目標値について見直しを行うとともに、本計画の一部を「配偶者暴力防止法」及び「女性活躍推進法」に基づく市の基本計画として位置づけました。

職場、学校、家庭、地域などあらゆる場において、男女共同参画が正しい共通理解の下、住み続けたいまちづくりを目指し、積極的な取組が図られますよう一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、真摯にご審議いただきました、策定委員の皆様をはじめ、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

飯山市長 足立 正則

# 第4次飯山市男女共同参画計画

## 目 次

### 第4次男女共同参画計画策定にあたって

## 第1章 計画の基本的な考え方

計画策定の趣旨 計画の性格と計画の期間	2
計画策定の背景	3
計画の体系	6

## 第2章 計画の内容

### 第1節 男女平等を進めるための意識づくり

1 意識啓発と慣習の見直し	8
2 人権尊重と男女平等の教育・学習	10
3 あらゆる情報における男女の人権尊重	12
4 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成	14

### 第2節 男女が共に参画できる環境づくり

1 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備	15
2 地域組織・行政機関等における女性の参画促進	17
3 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	19
4 農林業・商工業等の自営業における環境の整備	21
5 子育て支援と介護福祉の充実	22

### 第3節 健康で生きがいのある生活づくり

1 生涯を通じた健康支援	24
2 男女間のあらゆる暴力の根絶	26

## 第3章 計画の推進

計画の推進	30
-------	----

## 資 料

男女共同参画社会基本法	32
飯山市男女共同参画社会づくり条例	35
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	38
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	39
男女共同参画に関する市民意識調査の概要	41
飯山市における女性行政・女性運動と男女共同参画のあゆみ（年表）	51
飯山市男女共同参画計画策定の経過	62
飯山市男女共同参画計画策定委員名簿	62

# 第1章

## 計画の基本的な考え方

## 計画策定の趣旨

21世紀は「人権の世紀」といわれ、男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を強く求められています。

男女平等の社会の実現は、国際的課題として提起されているものであり、我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取り組みが着実に進められてきていますが、現状を見ると、男女の人権の尊重と男女平等に向けた取り組みになお一層の努力が必要とされています。

このような状況の中、1999（平成11）年6月に、男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女共同参画社会の形成に関する5つの基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務が定められました。

飯山市においてはこれまで、女性行動計画「いいやま女性プラン21」（計画期間：平成12年～16年）、第1次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」（計画期間：平成17年～21年）、第2次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」（計画期間：平成22年～26年）、第3次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」（計画期間：平成27年～令和元年）を策定し、女性の地位と福祉の向上をはじめ、あらゆる分野で、男女が共同でまちづくりをすすめる男女共同参画社会の形成に取り組んできました。

この第3次男女共同参画計画の目標として掲げていた「役割分担意識『男は仕事女は家庭』と思う人の割合」令和元年度に実施した意識調査では目標値の20%を達成し、他の目標についても目標値には届かなかったものの、そのほとんどが5年前より改善しており、着実に成果があがっていますが、まだ十分な結果ではないことに変わりありません。

先の見えにくい現代において、人々の意識も生き方も多様化しています。今後より一層、固定的な性別役割分担意識にとらわれず男女が互いに平等な立場で自立し協力しあい、共にいきいき暮らせる社会づくりが求められます。

第4次男女共同参画計画は、「飯山市男女共同参画社会づくり条例」及び国の「第4次男女共同参画基本計画」、長野県の「第4次男女共同参画計画」を受けて、本市のこれまでの取り組みの成果を踏まえ、その内容を継承しつつさらに充実発展させ、飯山市として取り組むべき方針や施策を示すとともに、市民一人ひとりがどのように関わっていくかを明らかにしたものです。

## 計画の性格と計画の期間

本計画は、男女共同参画社会基本法及び飯山市男女共同参画社会づくり条例の基本理念に基づく、飯山市における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。

また、本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）及び、配偶者暴力防止法（平成13年法律第31号）の規定に基づく、市の基本計画として位置づけます。

計画期間は2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5か年とします。

## 計画策定の背景

### ○世界では

国連は1975（昭和50）年を「国際婦人年」と提唱して世界女性会議を開催し、「世界行動計画」を採択しました。これに続く「国連婦人の10年」（1976年～1985年）を契機に女性の人権擁護と男女平等の実現のための国際的な行動が開始されました。

1979（昭和54）年には国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が採択されました。この条約は性による差別の禁止と差別撤廃のための法整備をはじめ、慣習や慣行、個人の意識も改革することを求めています。

1985（昭和60）年に「国連婦人の10年」を締めくくる世界会議がナイロビで開かれ、各国が取り組むべき施策の指針となる「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」（ナイロビ将来戦略）が採択されました。

1995（平成7）年に北京で開催された第4回世界女性会議では、「女性の権利は人権である」とうたわれた「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

2000（平成12）年に国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、北京宣言及び行動綱領のさらなる実施に向けて各国が今後取るべき行動などを盛り込んだ「成果文書」と「政治宣言」が採択されました。

2005（平成17）年には、第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）が国連本部で開催され、『北京宣言及び行動綱領』及び『女性2000年会議成果文書』を再確認、2010（平成22）年の、第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合）では、同『北京宣言及び行動綱領』及び『女性2000年会議成果文書』の実施状況の評価が行われ、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。

2009（平成21）年には、国連の「女子差別撤廃委員会」が開催され、日本における女性差別の現状が6年ぶりに審査され、女性が離婚後6ヶ月しないと再婚できない民法733条の規定、夫婦同姓、結婚可能年齢の男女差など民法の差別的規定の改正や女性の雇用環境の改善などについて、早急に行動すること等が勧告されました。

2011（平成23）年、国連の「女子差別撤廃委員会」は、日本の女子差別撤廃条約実施状況に関する第6回目の報告を審議し、女性差別解消に向けた日本政府の取り組みが進んでいないことを指摘する最終見解を示しました。

2015（平成27）年、「国連女性の地位委員会（北京+20）」において、「北京宣言及び行動綱領」と「成果文書」の評価が行われました。また、国連サミットにおいて、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」との目標を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）が採択されました。

### ○日本では

1945（昭和20）年に女性の参政権が認められ、翌年公布された「日本国憲法」には、法の下での男女平等が明記されました。

女性の地位向上をめざす世界的な気運の高まりを背景に、1975（昭和50）年に「婦人問題企画推進本部」を設置し、世界行動計画を受け1977（昭和52）年に「国内行動計画」を策定しました。また、女子に対する差別を撤廃し、男女平等を具体化するため、国連で採択された「女子差別撤廃条約」の批准に向けて、家庭科の男女共修や男女雇用機会均等法の公布等の法整備を進め、1985

(昭和60)年に条約を批准しました。さらに1987(昭和62)年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

1994(平成6)年に、内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」と、総理府に「男女共同参画室」を設置し推進体制を整備しました。1996(平成8)年には政府の国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」を策定し、施策の基本的な方法と具体的な施策の内容を示しました。

1999(平成11)年「男女共同参画社会基本法」を公布、施行し、2000(平成12)年には基本法に基づく「男女共同参画基本計画」を閣議決定し基本的方向や具体的施策の内容を明らかにしました。

2001(平成13)年には内閣府に「男女共同参画局」「男女共同参画会議」が設置され推進体制が強化されました。また、「配偶者暴力防止法(DV防止法)」が施行されました。

2005(平成17)年には、「男女共同参画基本計画(第2次)」を閣議決定しました。本計画には、特に重点的に取り組む事項として、2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合が少なくとも30%程度になるよう期待し、各分野の取組を推進することや、女性の再チャレンジ支援策などが盛り込まれました。

2006(平成18)年には「男女雇用機会均等法」、2007(平成19)年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が改正され、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

2008(平成20)年に「次世代育成支援対策推進法」が改正され、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための環境の整備等が定められ、2009(平成21)年には、「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児参加促進、仕事と育児・介護の両立支援のため、育児・介護のための休暇の範囲が拡大されました。

2010(平成22)年には「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、少子高齢化や社会経済情勢の変化等に対応した「男性、子どもにとっての男女共同参画」など15の重点分野が掲げられたほか、各分野に成果目標が設定されました。

2015(平成27)年、“働く場面で活躍したい”という希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性活躍推進法」を公布、一部施行(翌年全面施行)、同年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

そして、2018(平成30)年、新たに「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を公布、施行し、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成に向けて、政策を推進しています。

2019(令和元)年には「女性活躍推進法」が一部改正されました。

## ○長野県では

1977(昭和52)年、社会部に女性行政の担当係を設置し、1984(昭和59)年には、拠点施設として岡谷市に全国で5番目となる「長野県婦人総合センター」を設置し、現在は「長野県男女共同参画センター(あいとぴあ)」と改称されています。

1980(昭和55)年には「長野県婦人行動計画(第1次)」を策定。以来、「新長野県婦人行動計画(第2次)」「さわやか信州女性プラン(第3次)」「信州女性プラン21(第4次)」、長野県男女共同参画計画「パートナーシップながの21」を経て2006(平成18)年「第2次長野県男女共同参画計画」が策定されました。

1978(昭和53)年、婦人の地位と福祉の向上を目指した官民一体の推進団体として、36団体・

機関からなる「長野県婦人問題県民会議」が発足し「男女共同参画フェスティバル」や地域集会を実施し、行政と一体となって地域における女性問題の解決の推進役として活動してきたほか、女性総合センターの設置や女性行動計画の策定にも関わってきました。2001（平成13）年には、名称を「長野県男女共同参画推進県民会議」に改め、男女共同参画社会の実現に向けた活動を行っています。

2002（平成14）年12月には「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

2011（平成23）年に「第3次長野県男女共同参画計画」が策定され、2016（平成28）年には「第4次長野県男女共同参画計画」が策定されました。現在「第4次長野県男女共同参画計画」（平成28～令和2年度）をもとに、「県民文化部人権・男女共同参画課」によって諸施策が推進されています。

## ○飯山市では

市制発足以前から女性の地位を高め意識の向上を目指して、さまざまな女性団体が連携し、自主的活動を行うことにより、女性が抱えている問題を総合的に解決するよう活動してきました。

そして、女性を中心とする多くの市民から、「女性行動計画」の策定を望む声が高まり、1997（平成9）年、「女性問題懇話会」が発足し、男女共同参画社会の形成のために「女性行動計画」の必要性が確認され、2000（平成12）年、飯山市女性行動計画「いいやま女性プラン21」が策定され、2005（平成17）年、第1次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」が策定されました。2001（平成13）年には市民有志の推進組織として、「いいやま男女共同参画市民会議」が発足し行政とともに推進を図ってきました。

女性行政を担当する市の組織として、1999（平成11）年、教育委員会生涯学習課に「女性係」を設置し、2001（平成13）年に、組織改正により総務部人権政策課男女共同参画係を設置しました。また同年、「飯山市男女共同参画推進委員会」を設置し、さらに2004（平成16）年に「飯山市男女共同参画コミュニケーター」を設置して、推進方法の検討や調査・研究・地域啓発に取り組んできました。

2008（平成20）年「飯山市男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。

2010（平成22）年には第2次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」を策定し、時代によって移り変わる課題や問題点に取り組んできました。また、2012（平成24）年には、「飯山市人権政策に関する基本方針」が策定され、この中でも「男女共同参画推進」は重要課題として位置付けられています。

2015（平成27）年には第3次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」を策定しました。

今回、第4次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」（令和2～6年度）を策定するにあたり、第1次・第2次・第3次計画での到達点や新たな課題を明らかにするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を行い、策定委員会で前回との比較検討をする作業を行いました。その結果、計画の目標として掲げていた「役割分担意識『男は仕事女は家庭』と思う人の割合」は目標値の20%を達成し、他の目標についても目標値には届かなかったものの、そのほとんどが5年前より改善しており、着実に成果があがっていることが分かりました。こうしたことから、今後も継続して今までの施策を推進していくことが必要であるという結論になりました。このような現状を踏まえて、基本的には第3次男女共同参画計画の施策と体系を継承しつつ、時代に合った課題について適切な施策を進めるよう計画を策定しました。

第3次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」の計画期間が終了するにあたって、条例に基づき地域の実情にあった「第4次飯山市男女共同参画計画」をここに策定し、引き続き真の男女共同参画社会づくりに向けて取り組みます。

# 計画の体系

基本目標

課 題

施 策

男女平等を進めるための意識づくり	1 意識啓発と慣習の見直し	(1)意識啓発の促進 (2)家庭や地域における慣習・しきたりの見直し
	2 人権尊重と男女平等の教育・学習	(1)家庭・地域における教育・学習機会の充実 (2)保育園・幼稚園・学校における教育の推進
	3 あらゆる情報における男女の人権の尊重	(1)男だから、女だからという意識にとらわれない表現と人権尊重の推進
	4 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成	(1)国際社会の動向を踏まえた取組

男女が共に参画できる環境づくり	1 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備	(1)仕事と子育て・介護の両立と家族関係の平等と協力
	2 地域組織・行政機関等における女性の参画促進	(1)地域における方針決定への女性の参画促進
	3 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	(1)男女の機会均等と母性尊重
	4 農林業・商工業等の自営業における環境の整備	(1)男女が主体的に経営に参画するための環境整備 (2)自主的に活躍する女性グループの推進と支援
	5 子育て支援と介護福祉の充実	(1)子育て支援事業・介護支援事業の充実と支援環境の充実

健康で生きがいのある生活づくり	1 生涯を通じた健康支援	(1)生涯を通じての健康支援 (2)性と生殖に関する正しい理解と健康保持の促進
	2 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1)あらゆる暴力とセクシュアル・ハラスメント防止の取組

# 第2章

## 計画の内容

### 第1節 男女平等を進めるための意識づくり

- 1意識啓発と慣習の見直し
- 2人権尊重と男女平等の教育・学習
- 3あらゆる情報における男女の人権尊重
- 4国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成

### 第2節 男女が共に参画できる環境づくり

- 1仕事と家庭生活が両立できる環境の整備
- 2地域組織・行政機関等における女性の参画促進
- 3雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保
- 4農林業・商工業等の自営業における環境の整備
- 5子育て支援と介護福祉の充実

### 第3節 健康で生きがいのある生活づくり

- 1生涯を通じた健康支援
- 2男女間のあらゆる暴力の根絶

# 第1節 男女平等を進めるための意識づくり

## 1 意識啓発と慣習の見直し

### 現状と課題

男女が固定的な性別役割分担意識に縛られず、お互いを尊重し認め合うことのできる社会の形成には、子どもから高齢者まで世代間を超えて家庭や地域といった身近な環境での意識づくりが必要です。

令和元年度に実施した飯山市における「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」）では、「男女差別がある」と答えた人の割合が55.7%で、半数以上の人々が未だに差別があることを感じています。このうち、差別があると感じている割合は男性が55.3%で、今回の調査では男性の方が多く、「男性の方が優遇されている」と自覚している男性の割合が増えている傾向が伺えます。

「男女差別がある」と答えた人のうち、「どこで差別を感じるか」という問いに対して、「職場で」という回答が32.9%で選択肢の中で一番高く、また5年前の調査に比べると3.3%増加しており、職場での働きやすい環境づくりが求められています。

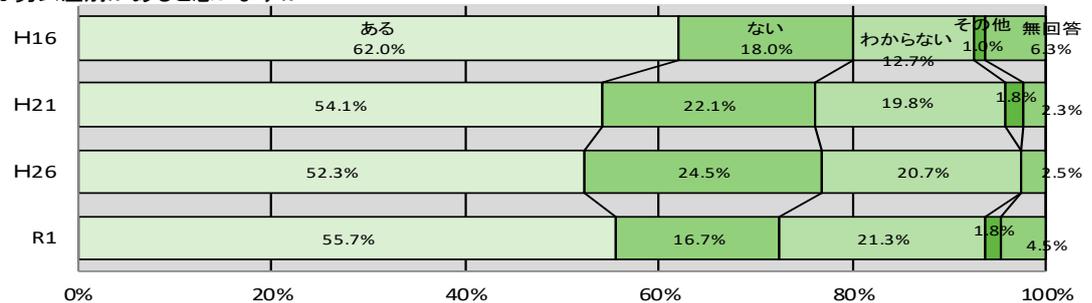
「家庭で」という回答は26.0%で5年前の調査に比べると11.8%減少しており、意識の改善がかなり進んでいる状況となっていますが、引き続き家族同士の思いやりと協力により男女の固定的な性別役割分担を解消していくことが大切です。

地域の神事・祭事に関しては、古くからの慣習が強く男性主体で行われているのが現状です。しきたりなどを変えていくことは非常に困難ではありますが、住民同士が意見を出し合い、女性も参加意識を強く持つなど、できることからより良い方向へ変えていくことも必要です。

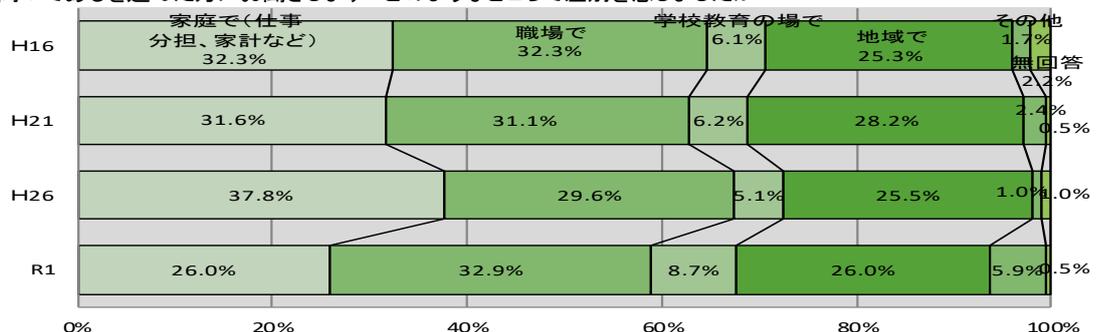
子どもに受けさせたい教育では「大学・大学院まで」が5年毎の調査では常に増加傾向にあり、女子の増加の伸びが大きくなっています。また、「本人が望むところまで」と答える人が今回の調査では男子女子共に43.0%で減少傾向に歯止めがかかっている状況です。性別にとらわれず本人の気持ちを尊重する意識を持つ親と高い教育への関心を持つ親の二極化が進んでいます。

### R1 市民意識調査

#### 問1 あなたは男女差別があると思いますか

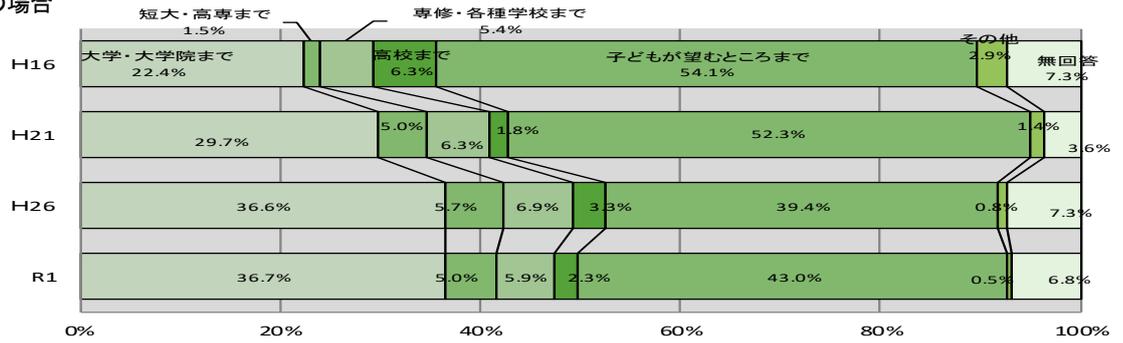


#### 問1 Q-1 問1であるを選んだ方にお聞きします どのようなところで差別を感じましたか

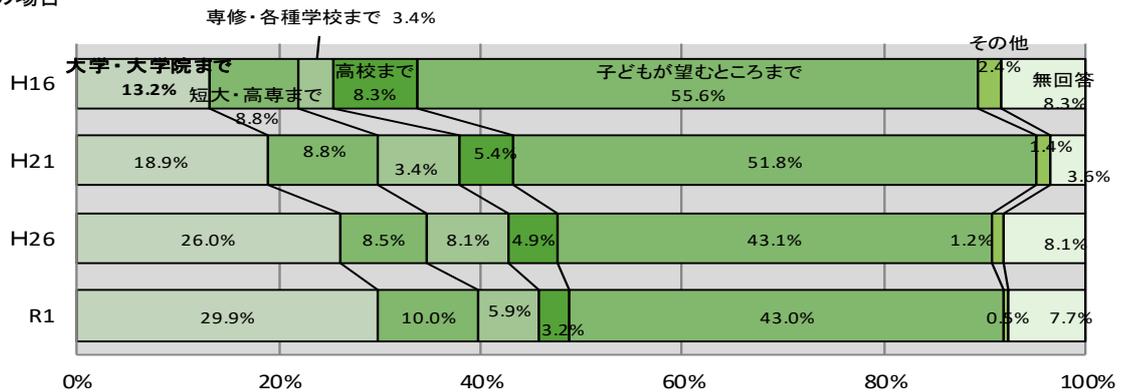


問5 あなたは子どもにどの程度、教育を受けさせたいと思いますか

・男の子の場合



・女の子の場合



課題解決のために …市民として …行政として

(1) 意識啓発の促進

- 家庭生活において互いに工夫をし、家事・育児・介護等に関しても家族みんなで協力し合う意識を持ちましょう。
- 家庭の日（毎月第3日曜日）などは家族と向き合い、「男だから、女だから」という決めつけからくる家庭内の問題がないか話し合いの場を持ちましょう。
- 地域の催しや公民館事業などに積極的に参加し、視野を広く持つことで「男だから、女だから」という意識にとらわれない心を養いましょう。
- 教育や福祉部署と連携し、家庭問題等に関して開かれた相談窓口の充実、広報に努める。
- 市報・ケーブルテレビ・ホームページなどを活用し、市民への情報提供に努める。
- 公民館等と連携し、男女共同参画に関する講演会や学習会の充実を図る。

(2) 家庭や地域における慣習・しきたりの見直し

- 地区や集落において、伝統行事や催し物などでの男女の役割について話し合い見直しを行いましょう。
- 地域の集会などで積極的に女性の意見を求め、女性も積極的に発言する意識を持ち、良い意見は取り入れていきましょう。
- 地区・集落での男女共同参画に関する学習会の充実を図る。
- 飯山市人権同和・男女共同参画地域推進員や飯山市男女共同参画コミュニケーターと連携し、地域交流や学習会での啓発促進を図る。
- 「女性と市長のふれあいトーク」促進を図り、行政に対しての女性の声を取り上げていく。

## 2 人権尊重と男女平等の教育・学習

### 現状と課題

子どもの人間形成にとって親や祖父母の意識、日頃の言動や生活態度などは、非常に大きな影響を及ぼします。年代によって考え方が違う現状もありますが、夫婦間のみならず祖父母も含めた家族としてのお互いを認め合う人権尊重の家庭づくりを推進していかなければなりません。

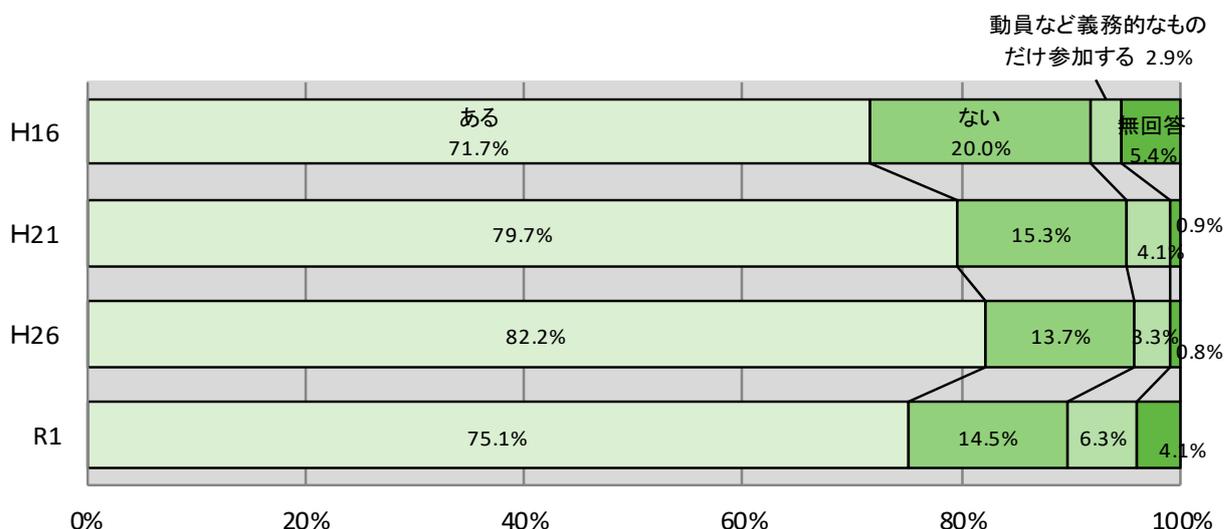
学校教育等の現場でも、幼少期からの「男女がお互いに尊重し合うための教育」は不可欠です。飯山市では幼稚園・保育園、小中学校、高校と一貫した人権教育を推進するため、毎年「人権教育公開保育・授業」を各園・校で実施し、行政関係者と教育関係者の学習・研修の場としています。明日の飯山市を担う子どもたちのため今後もいっそうの充実を図る必要があります。

また、生涯学習の場ではこれまで圧倒的に女性の参加者が多く、女性の地位向上や社会進出を図る多くの取り組みが行われてきました。市民意識調査では「地域活動（区の行事、公民館等）に参加したことがありますか」という問いに対し、「ある」と答えた人が75.1%と依然として高い比率となっています。公民館事業は生涯学習の代表的な存在ですが、近年参加者数は増加傾向にあります。理由の一つとして、団塊世代の自由時間が増えたことも考えられますが、趣味や自己研鑽に興味を持ち、新たな生きがいを発掘していく意欲のある人が増えてきたとも考えられます。

講演会や各種教室などでお互いの人権を尊重する意識を育て男女の協力・理解のもと、地域活動を進めていくことは暮らしやすい地域づくりにつながります。

### R1 市民意識調査

問9 地域活動(区の行事、公民館等)に参加したことがありますか



公民館事業参加者数対比表(H25,H30)

	平成 25 年度(人)			平成 30 年度(人)			対比(%) ※H25=100%			
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	
親子のふれあい広場	240	451	691	93	293	386	38.8	65.0	55.9	
雪 国 大 学	教養セミナー	334	225	559	800	958	1,758	239.5	425.8	314.5
	子育てセミナー	60	280	340	60	363	423	100.0	129.6	124.4
	女性セミナー	0	181	181	0	198	198	-	109.4	109.4
	趣味コース	450	869	1,319	532	840	1,372	118.2	96.7	104.0
	歴史セミナー	188	180	368	426	383	809	226.6	212.8	219.8
	文学セミナー	34	32	66	200	270	470	588.2	843.8	712.1
	はつらつ健康教室	5	105	110	0	73	73	0.0	69.5	66.4
計	1,311	2,323	3,634	2,111	3,378	5,489	161.0	145.4	151.0	

※飯山市公民館資料より作成

課題解決のために …市民として …行政として

(1) 家庭・地域における教育・学習機会の充実

- 子どもが人と命を大切にする意識を持つよう家族ぐるみで育てましょう。
- 家庭や地域で男女平等に対する世代間の意識格差を解消していくよう話し合しましょう。
- 地区や集落単位の講演会・学習会を積極的に開催し、男女共同参画に関する意識向上を図る。
- 公民館等と連携し、男女共同参画に関する講演会や学習会の充実を図る。
- 講座・講演会の際、託児を積極的に取り入れていく。

(2) 保育園・幼稚園・学校における教育の推進

- 「男だから、女だから」という意識を持たないように、一緒に子育てを見直しましょう。
- 幼稚園・保育園及び小中・高等学校での一貫した人権教育を推進し、公開授業での学習や意思疎通など拡充を図る。

### 3 あらゆる情報における男女の人権の尊重

#### 現状と課題

テレビ、新聞、雑誌などに表示されている情報は、「男だから、女だから」という意識にとらわれず、男女の多様なイメージを表現していくことが重要です。また、私たちが公衆に表示される情報を漠然と受け入れるのではなく、男女平等の視点をもって常に注意深く情報を読み解く意識を持つことが大切です。

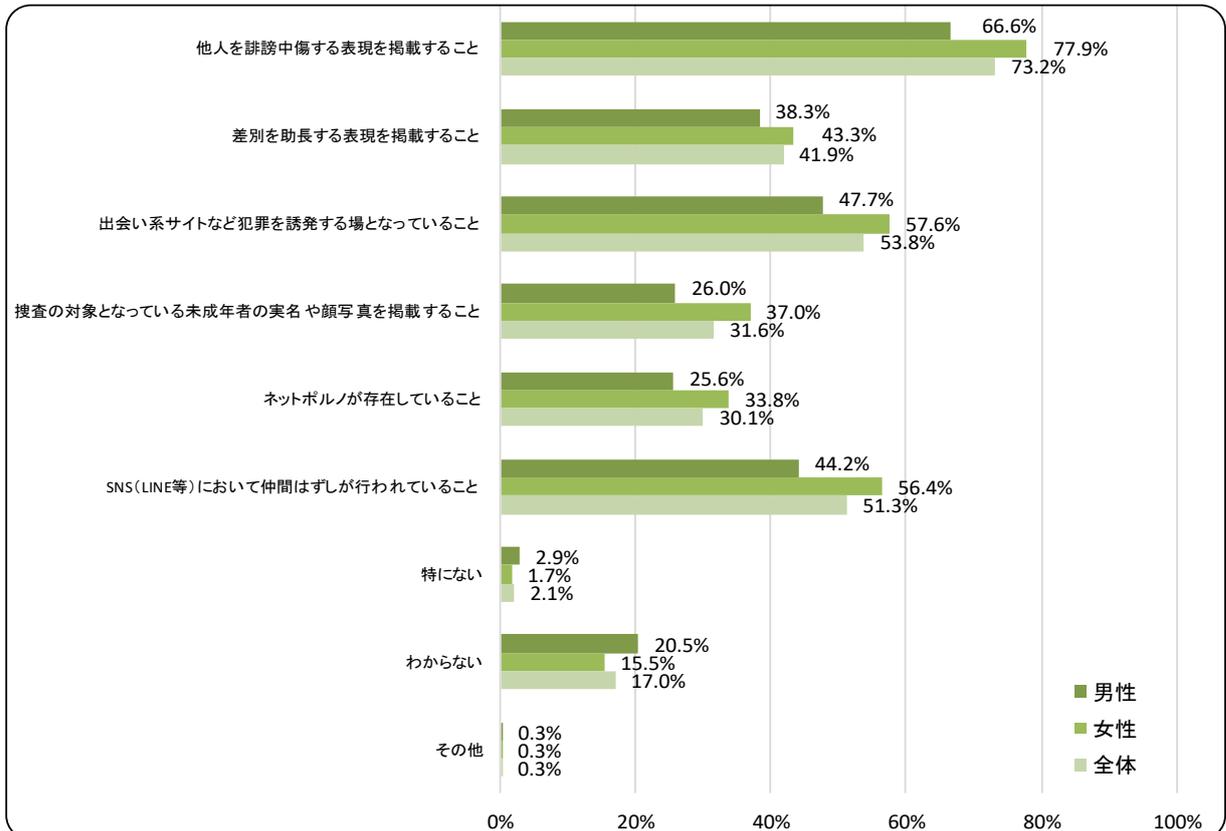
市が発信する広報紙やポスター、ケーブルテレビ等の情報はもとより、地域の催し物などのチラシにいたるまで男女の人権に対する配慮を欠いた表現がなされないよう自主的な取り組みが求められます。

平成30年12月に実施した「人権に関する市民意識調査」では「インターネットに関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか（複数回答）」という問いに対し、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」と答えた人が男女ともに最も多く、中でも女性の回答者は77.9%となっています。次いで「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」、「SNS（LINE等）において仲間はずしが行われていること」、「差別を助長する表現を掲載すること」と続いています。

私たちを取り巻く通信手段も、フェイスブック、ツイッター、ライン、インスタグラムなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）で年々多様化し、個人で手軽に情報発信できる時代になってきており、今後もいっそうの啓発活動等自主的な取り組みが必要です。

#### ●人権に関する市民意識調査（H30.12実施）

あなたは、インターネットに関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。（複数回答）



(1) 「男だから、女だから」という意識にとらわれない表現と人権尊重の推進

○テレビ、新聞、雑誌、インターネットなどあらゆる情報に対して、男女平等の視点から「男だから、女だから」という固定的な表現がないか常に意識しましょう。

○市や地域が主催する講座・講演会などに積極的に参加し、メディアにおける表現等を主体的に読み解く力を向上させましょう。

□市の広報をはじめ、地域のあらゆる出版物の表現方法について、固定的性別役割分担等（男だから、女だから）の偏った表現にならないよう取り組む。

□男女平等に視点をおいた地区・集落学習会や講演会を開催し、固定的性別役割意識（男だから、女だから）の解消を目指す。

## 4 国際社会の一員としての男女共同参画意識の醸成

### 現状と課題

昭和54年（1979年）国連において女子差別撤廃条約が採択されてから40年余りが経過しました。日本は昭和60年（1985年）男女雇用機会均等法を公布後、この条約を批准して女性の地位向上のため、様々な施策に取り組んできました。

21世紀は人権の世紀といわれ、女性の地位向上についても改善の兆しをみせていますが、国際的には未だに「女性の人権」に関して軽視している国があるのも事実です。

令和元年12月に国連開発計画が発表した「人間開発報告書2019」において、保健分野・エンパワメント（人びとに夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っているすばらしい生きる力を湧き出させることなど）・労働市場の3つの側面から構成された「ジェンダー不平等指数」は、日本は162ヶ国中23位であり、日本の妊産婦死亡率の低さが評価されるなど高い水準を示しています。

また、保健、教育、所得という人間開発の3つの側面に関して、平均達成度を測るための簡便な指標である人間開発指数（HDI）は、189ヶ国中19位であり、これらの分野では世界的にある程度高い順位を得ています。

一方で、令和元年12月に世界経済フォーラムが発表した「ジェンダーギャップ指数2019」では、経済分野・教育分野・政治分野及び保健分野のデータから男女平等の指数を求めたもので、日本の順位は153ヶ国中121位となっており、女性政治家や女性起業家、女性教職員などの公職参画率における日本の男女平等の割合は国際的に低い水準に留まっていることがわかります。

平成27年に北陸新幹線飯山駅が開業し、飯山市もより国際色豊かな地になってきています。国際的な女性問題に関心を持ち、国際社会の一員としての自覚を持つことで多様な文化への理解を深め、外国人との交流に積極的に参加するなど国際感覚を育成していくことが大切です。

### 飯山市の外国人登録者数

	H16.12.31	H21.12.31	H26.12.31	R1.12.31
外国人人口（人）	246	231	223	271
総人口（人）	26,408	24,769	22,769	20,749

課題解決のために …市民として …行政として

#### (1) 国際社会の動向を踏まえた取組

- 国際的な女性問題や男女平等に関する情報に関心を持ちましょう。
- 多文化共生に関心を深め、相互理解のための取り組みを行いましょう。
- 外国人を講師に招き、講演会や講座を開催する。
- 国際交流員と連携し、啓発活動を実施するとともに地域交流の場を推進する。

## 第2節 男女が共に参画できる環境づくり

### 1 仕事と家庭生活が両立できる環境の整備

#### 現状と課題

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことは、男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくことにつながり、家庭生活が充実すれば企業等の生産性の向上、社会・経済全体の活性化へとつながり、経験や技能を持つ女性を継続的に雇用することへもつながっていきます。

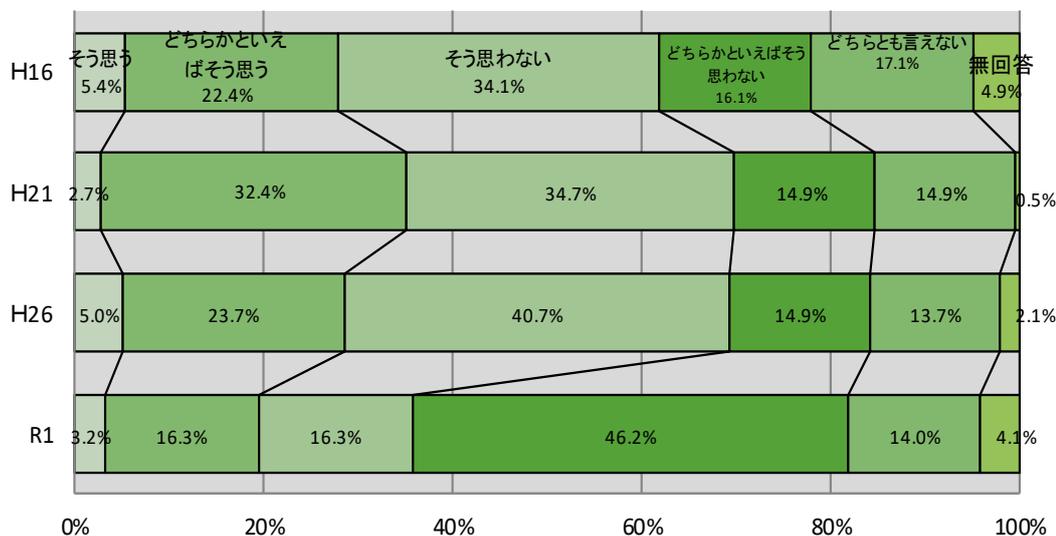
市民意識調査で「男は仕事、女は家庭」という考え方への問いに対し、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」と答えた人の割合が5年前に比べて6.9%増加しており、徐々に固定的な考え方の解消への理解が深まっています。「男性の育児休暇制度について」という問いに対し、「取った方が良い」と答えた人は5年前より3.7%増加し、徐々にではありますが、男性が育児休暇を取得することに対して肯定的にとらえる意識が高くなってきています。

また、「女性の出産後の復帰」についての問いには、「良い」と答えた人が5年前と比べて2.2%減少しました。「良い」と答えた男性の数は5年前と比べて11人増加し、女性は35名減少しています。依然、良いと答えた人は80%を超える高い水準は維持してはいますが、女性の中には育児がワンオペ（1人ですべての仕事をこなす状況のこと）になるのではないかという不安感や育児と仕事のダブルワークになることへの不安感から職場への復帰について肯定的にとらえられない人が増えていることが想像されます。

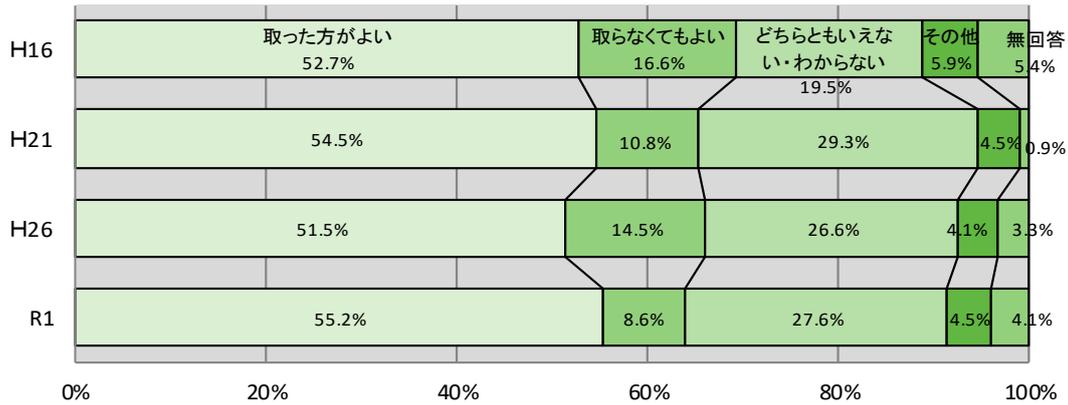
仕事と家庭の両立は、幸せな家族関係を築くために不可欠です。企業等の努力により、制度面での整備は徐々に進んできていますが、制度を利用しにくいといった社会通念上の抵抗感を改善し、男女が安心して働け、家事・育児・介護に携わっていただける環境を整備していく必要があります。

#### R1 市民意識調査

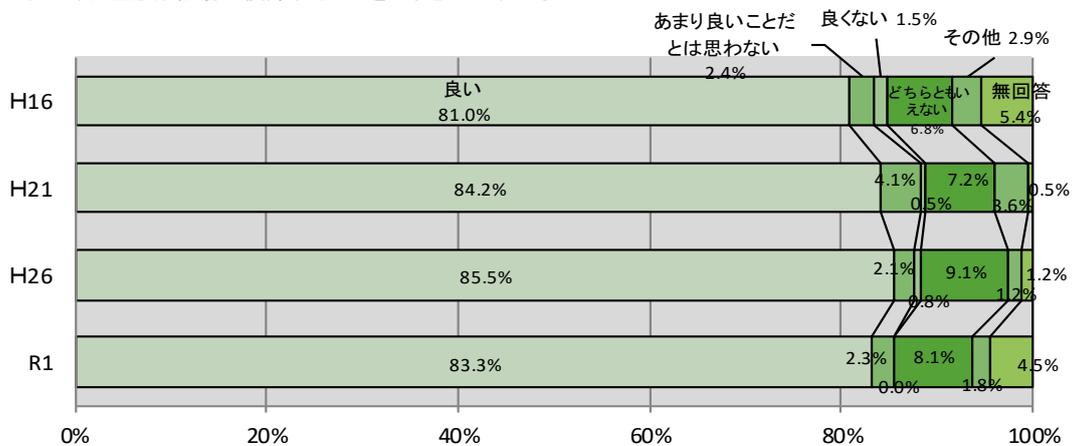
問2 あなたは、「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定する考え方についてどう思いますか



問6 男性の「育児休暇制度」についてどう思いますか



問8 女性が、出産後、職場に復帰することをどう思いますか。



課題解決のために …市民として …行政として

(1) 仕事と子育て・介護の両立と家族関係の平等と協力

できることから少しずつ家庭内の役割分担を改善しましょう。

家事・育児・介護を男女が共に担う意識を持ちましょう。

事業者\*等は自らの企業において育児・介護休暇等の整備を行うことに加え、休暇取得促進など男女が働きやすい職場環境づくりに努めましょう。

※ 事業者とは … P35「飯山市男女共同参画社会づくり条例」第2条4項参照

仕事と家庭生活を両立しながら働くことのできる職場環境づくりに関する啓発活動を行う。

飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、企業内での男女共同参画に関する意識向上のための啓発活動を行う。

男女で担う育児や介護の意識啓発や知識・技術普及のための学習会等、また働きながら楽しく育児のできる保育サービスの充実（休日保育）など、担当部署と連携し推進する。

男性も女性も相談しやすい窓口の充実を図る。

## 2 地域組織、行政機関等における女性の参画促進

### 現状と課題

男女がそれぞれの個性を活かしながら、暮らしやすく活気のある社会を形成していくためには、市の審議会等や地域組織をはじめあらゆる政策・方針決定過程へ女性の参画を進めることが必要です。

市民意識調査では「地元役員に女性の参加は必要か」「地方議会などに女性の参加は必要か」という問いに対し、共に「(必要に)思う」と答えている人の割合が常に増加傾向にあり市民一人ひとりの意識は着実に前進していることがうかがえます。

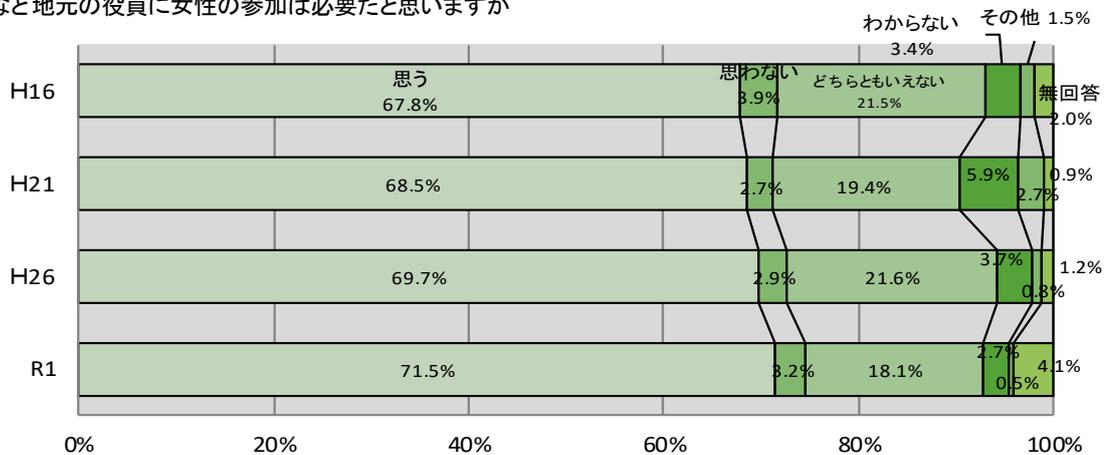
令和元年度に実施した市審議会等における女性登用率は5年前に比べて若干増加し26.8%となっています。また、地区や集落といった地域組織における女性役員の登用は5年前と比べて5.6%増え12.4%となっています。

市民一人ひとりの意識は高いのに現実的に女性の役員が選出されない現状は、昔からの慣習や社会通念上の抵抗感が影響しているかもしれません。また、女性自身も積極的に参加する意識を強く持つことが必要ですし、経験が浅く勇気が出ない人に知識や自信を与える支援態勢を整える施策も求められます。

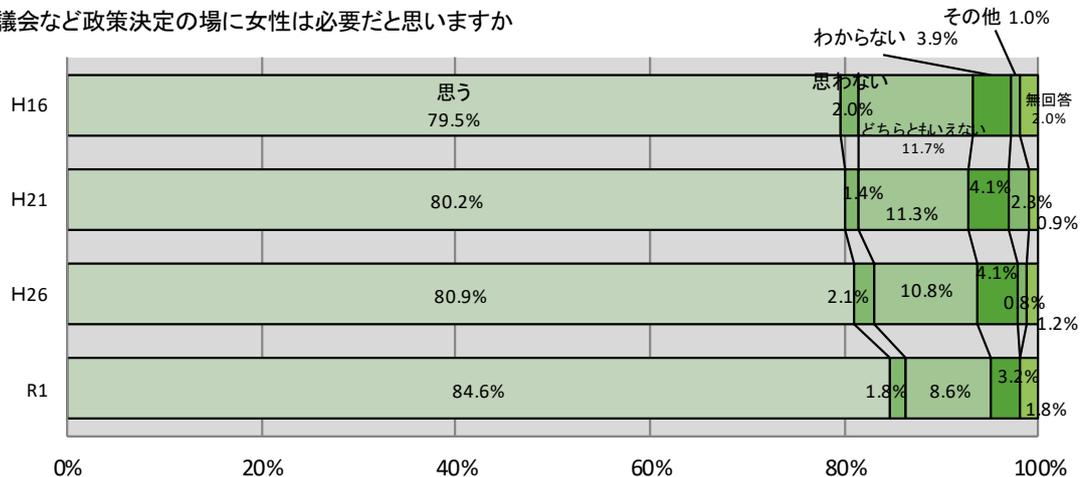
家庭から、女性が社会で活躍しやすい協力態勢を築き、地域ぐるみで推進・理解していくことも重要です。

#### R1 市民意識調査

問 10 区など地元の役員に女性の参加は必要だと思いますか



問 11 地方議会など政策決定の場に女性は必要だと思いますか



市審議会等女性登用率調べ対比表(H26,H31)

	平成 26 年 4 月現在			平成 31 年 4 月現在			増減
	総数 (人)	女性数 (人)	割合	総数 (人)	女性数 (人)	割合	
市審議会等	434	104	24.0%	287	77	26.8%	2.8%
市議会議員	16	2	12.5%	16	1	6.3%	-6.2%
人権擁護委員	6	2	33.3%	6	2	33.3%	0%
民生児童委員	77	39	50.6%	77	37	48.1%	-2.5%
区長	108	0	0%	108	2	1.9%	1.9%
公民館長	11	0	0%	11	0	0%	0%
小中学校 PTA 会長	10	0	0%	9	1	11.1%	11.1%
合計	662	147	22.2%	514	120	23.3%	1.1%

課題解決のために …市民として …行政として

(1) 地域における方針決定への女性の参加促進

○あらゆる分野で活躍する女性同士の連携や交流を深め、スキルアップを目指しましょう。

○地域組織での企画・立案・決定の場へ積極的に参加し意見を述べましょう。

○女性の地域参画支援のため、家庭や地域での支援促進を図りましょう。

○地域ぐるみで自治組織などへの女性役員登用を積極的に行いましょう。

□地域の学習会や講演会において、女性の参画に視点をおいたテーマを積極的に取り入れることに加え、市主催の各種教室などで女性のスキルアップ講座の開催を図る。

□市の審議会等委員への女性参画拡大のため、広く啓発活動を行うとともに現役女性委員への後継者育成支援など、継続した女性選出がなされるよう努める。

□令和6年度末の市審議会等委員女性比率35%を目指し、現状女性委員のいない委員会等へ女性委員の登用を要請していく。

### 3 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

#### 現状と課題

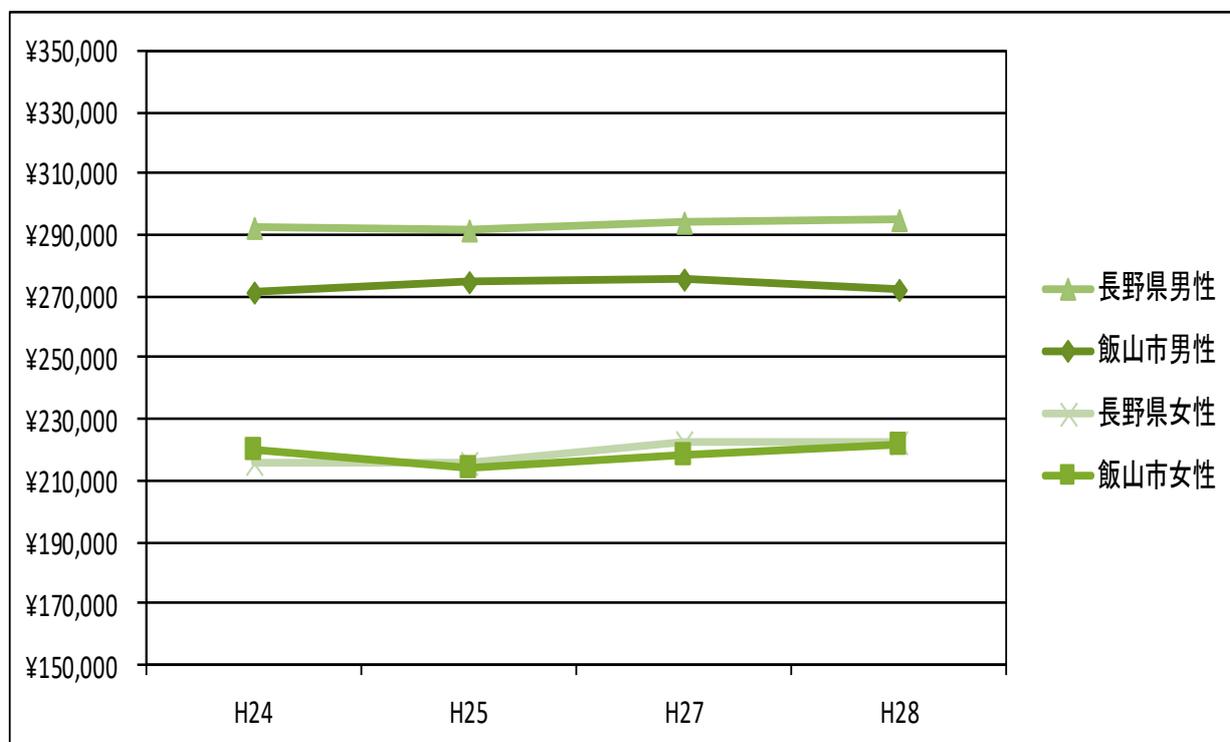
女性の労働力は社会にとって欠くことのできないものになっていますが、出産や育児など男性に比べて離職のリスクが伴うことも事実で、女性が働き続けられる環境を整備していくことは今後も重要な課題のひとつです。また、賃金をはじめとしたあらゆる労働条件が平等であるべきこととは言うまでもありません。

飯山市の男女別平均月額所定内賃金の推移をみると、H24年と比べ、女性労働者の平均賃金はわずかに上昇傾向にあり、長野県女性平均と比べても余り差がない金額となっています。一方男性の平均賃金はほぼ横ばいで変化が余りない状況です。長野県男性平均と比較しても格差が約2万円程度ある状況は5年前とほとんど変わっていません。女性の平均賃金がわずかに増加傾向にあるのは喜ばしいことですが、男性も含めた全体的な賃金の底上げが今後の課題です。

全国的にみると一般労働者の賃金男女格差は徐々に改善されてきていますが、まだまだ格差が大きいのが実情です。

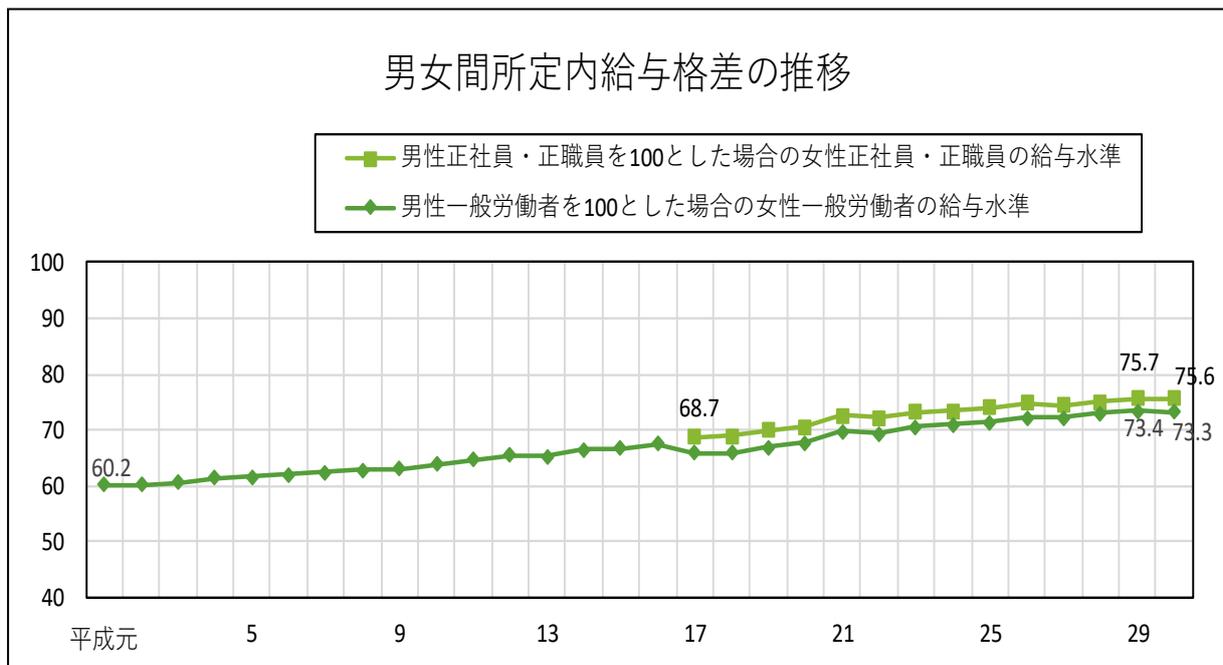
市民意識調査でも、「あなたは男女の賃金格差についてどう思いますか」という問いに対し、「少しずつなくなってきた」と答えた人が61.1%、「平等になった」と答えた人が8.1%おり、7割近くの人の変化を実感しているといえますが、約2割の人が「昔と変わらない」と答えており、パートやアルバイトといった雇用形態に関わらず、男女の賃金格差をなくすための取り組みは今後も推進していく必要があります。

#### ●飯山市と長野県の男女別平均月額所定内賃金の推移



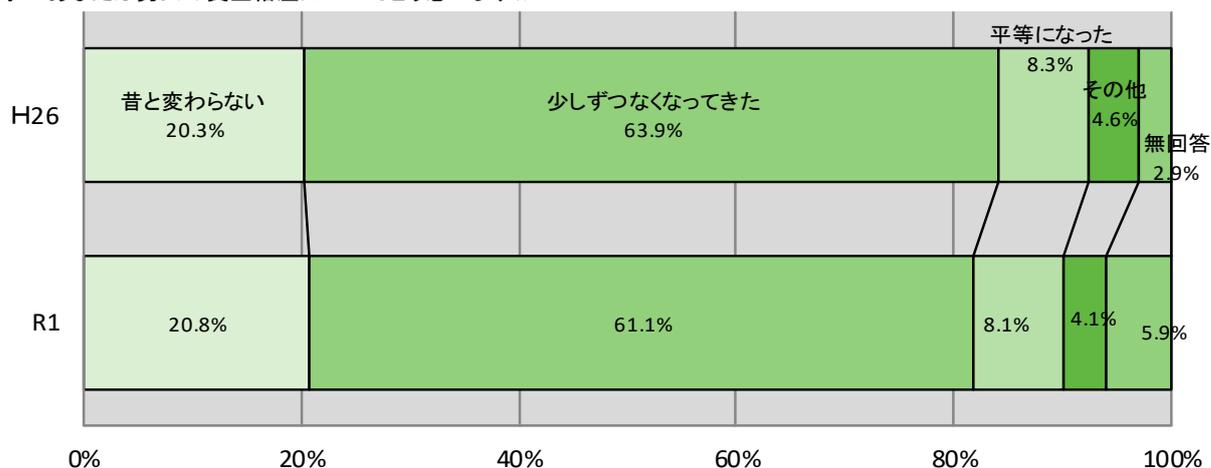
(長野県賃金実態調査結果より作成、H26は飯山市のサンプル数が僅少のため非公表)

●男女間所定内給与格差の推移（全国版）



R1 市民意識調査

問4 あなたは男女の賃金格差についてどう思いますか



課題解決のために …市民として …行政として

(1) 男女の機会均等と母性の尊重

職場での経営や方針決定の場において女性の参画促進を図りましょう。

市民一人ひとりが女性の職域について見直しましょう。

事業者\*等は自らの企業において、子育て中の男女にフレックスタイムや授乳時間の導入検討など、働きやすい雇用・運営について見直しましょう。

※ 事業者とは … P35「飯山市男女共同参画社会づくり条例」第2条4項参照

男女ともに育児・介護休暇を取得しやすくするため周知・啓発に努める。

飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、女性の経営・方針決定への参画促進や働く女性や子育て中の女性への安定した就業についての促進を図る。

## 4 農林業・商工業等の自営業における環境の整備

### 現状と課題

農林業や商工業の自営業においては、女性が生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしています。生産や経営が生活と密着しているため、働きに応じた収入の確保や、適切な労働時間、休日の管理など、就業条件の整備を図るとともに、男女が対等なパートナーとして生きがいをもって生活できる環境整備が必要です。

人口減少に伴い、農業世帯数が減少傾向にあるため、家族経営協定締結世帯数はここ10年ほどあまり変化していませんが、農業に従事する女性たちが郷土料理を広めようとグループを作って活動していることや、農産物の直売所を基盤に地域農産物を活用した加工品づくりや、「わら」を使った特産品（鶴・亀ストラップなど）を販売しお互いに利益を還元し合うなど、自主的な女性グループによる活躍が目立ってきています。民宿経営世帯の女性たちも、民宿の通年利用促進と気軽に訪れて欲しいという願いをこめたアート展や、花を育て大勢の人に見てもらおう試みなど工夫をこらした催しが成果をあげています。

また、北陸新幹線飯山駅開業から5年を経過しており、観光振興に携わる女性たちも増えてきています。

今後も自主的に活躍する女性グループなどが増加し、いきいきと活躍できるよう後継者育成や女性起業家の推進などさらなる啓発・普及活動と支援体制が必要です。

### 課題解決のために ○…市民として □…行政として

#### (1) 男女が主体的に経営に参画するための環境整備

○農業・自営業等の経営において、男女がともにパートナーとして携わっていけるよう家族で話し合いを持ちましょう。

○農業・商工業関係の施策・方針決定の場に積極的に参加し意見を述べましょう。

□農業委員や農業協同組合理事、商工会議所役員などに女性の参画を推進する。

□男女が主体的に農業経営や商業経営に参画するため、研修会や学習会等開催を行うとともに、関係部署と連携し、広く農林業・商工業に携わる女性の声の市政反映を図る。

□女性の経営参画に対する意識啓発を推進する。

#### (2) 自主的に活躍する女性グループの推進と支援

○地域の活性化に女性の視点を生かした起業などの活動を推進しましょう。

○若い人材を発掘し、女性グループの後継者育成に努めましょう。

□女性グループの推進・支援体制の強化を図る。

## 5 子育て支援と介護福祉の充実

### 現状と課題

飯山市の高齢化率は平成31年4月1日現在で37.9%であり、県下19市中、大町市（38.1%）次いで2番目に高い率で、出生数は110人前後であり、ここ数年は横ばいの状況となっています。

北陸新幹線飯山駅の開業で生活圏は広がっています。子育てや介護がしやすい環境を整備することで、今後の移住・定住にも期待のできる状況でもあります。

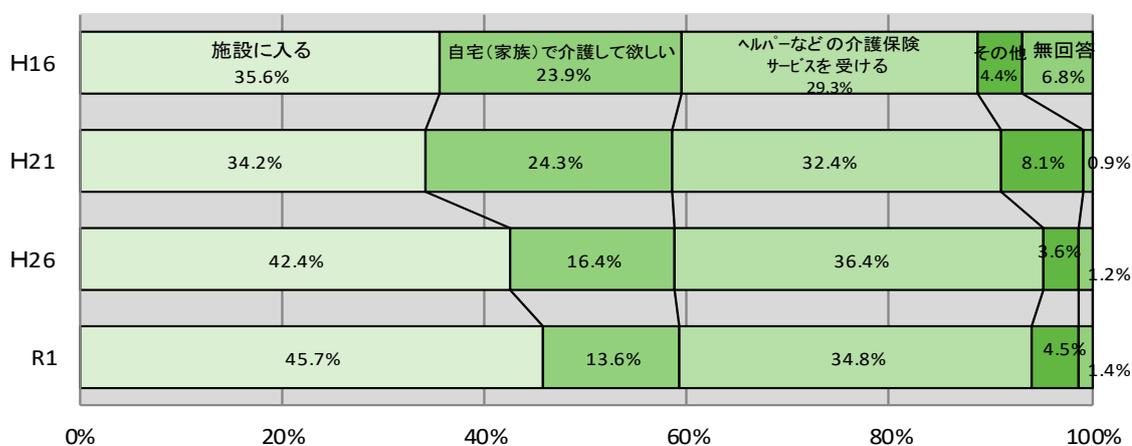
子どもたちの健全な育成と、介護に不安のない、安心、安全で豊かな市民生活を実現するには、家族や地域、みんなで育児や介護を担う必要があります。

市民意識調査では、「自身が介護を必要としたとき、どうしたいと思いますか」という問いに対し、「施設に入る」と答えた人が増加傾向にあり、「自宅（家族）で介護して欲しい」と答えた人は減少しています。

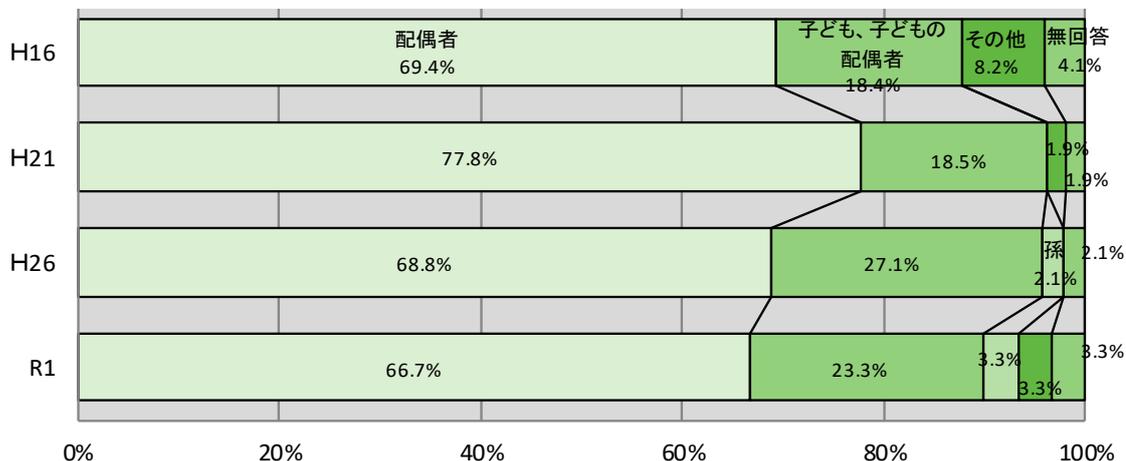
また、「自宅（家族）で介護して欲しい」と答えた人に「だれに介護して欲しいですか」と質問したところ、「配偶者」と答えた割合が減少傾向にあり、「孫」や「その他」と答えた人が増加傾向にあります。

#### R1 市民意識調査

問 12 あなた自身に介護が必要となった時、どうしたいと思いますか



問 12 Q-3 問 12 で自宅(家族)を選んだ方にお聞きます だれに介護してもらいたいと思いますか



飯山市では「みんなで子育て」という冊子を毎年作成し、就学前のお子さんを持つ家庭全戸に配布しています。この冊子には、飯山市内で行っている子育てに必要な情報がすべて掲載されており、行政関係だけでなく任意団体や自主サークルの取組なども紹介されています。

また、介護福祉においても「高齢者福祉サービスのご案内」という冊子を毎年作成し、地域の様々な集会などで広報・周知を行っています。居宅介護者などへの支援として、介護知識習得のための教室開催や介護用品の給付、介護慰労金の支給制度の紹介をはじめ、介護予防の推進や高齢者の生きがいづくり支援のための様々な教室などが掲載されています。

子どもの健やかな成長に楽しみや喜びを持てるような子育てができ、社会に貢献してきた高齢者が尊敬され、生きがいを持って生活できる社会づくりには、家族の協力はもちろん社会や地域での支援が不可欠です。

飯山市子ども館「きらら」・子育て支援センター・児童センター等の運営や、乳児保育・一時保育・延長保育・病後児保育など保育制度の充実と、介護予防の推進、介護者の負担軽減など介護の多様化に対応できる制度の充実が望めます。

また、子育てや介護などに関する相談窓口の充実も、推進していく必要があります。



課題解決のために ○…市民として □…行政として

(1) 子育て支援事業、介護支援事業の充実と支援環境の充実

- 家族みんなが子育てや介護について理解を深め合い、協力態勢を築きましょう。
- 地域で子育てや介護に対する学習会を開催するなど、理解・支援を図りましょう。
- 子育て支援センターや児童センターの支援体制の充実を図る。
- 飯山市企業人権教育推進協議会と連携し、育児・介護休暇取得促進を図る。
- 保育制度や介護制度の活用促進を図る。
- 気軽に様々な相談ができるよう、相談窓口のPRと充実を図る。

## 第3節 健康で生きがいのある生活づくり

### 1 生涯を通じた健康支援

#### 現状と課題

すべての人には健康を享受する権利があります。とりわけ、女性は、妊娠や出産をすると体への負担が大きいことから、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。このため、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

それには幼い頃から正しい生活習慣と健康の知識を身につけることが大切です。さらに定期的な健康診断には、幼少期から成長の段階に沿って高齢期まで不断の努力が肝要であり、予防対策のために受診を心がける必要があります。国保特定健診受診率は着実に増加してきており、今後の継続した取り組みが必要です。

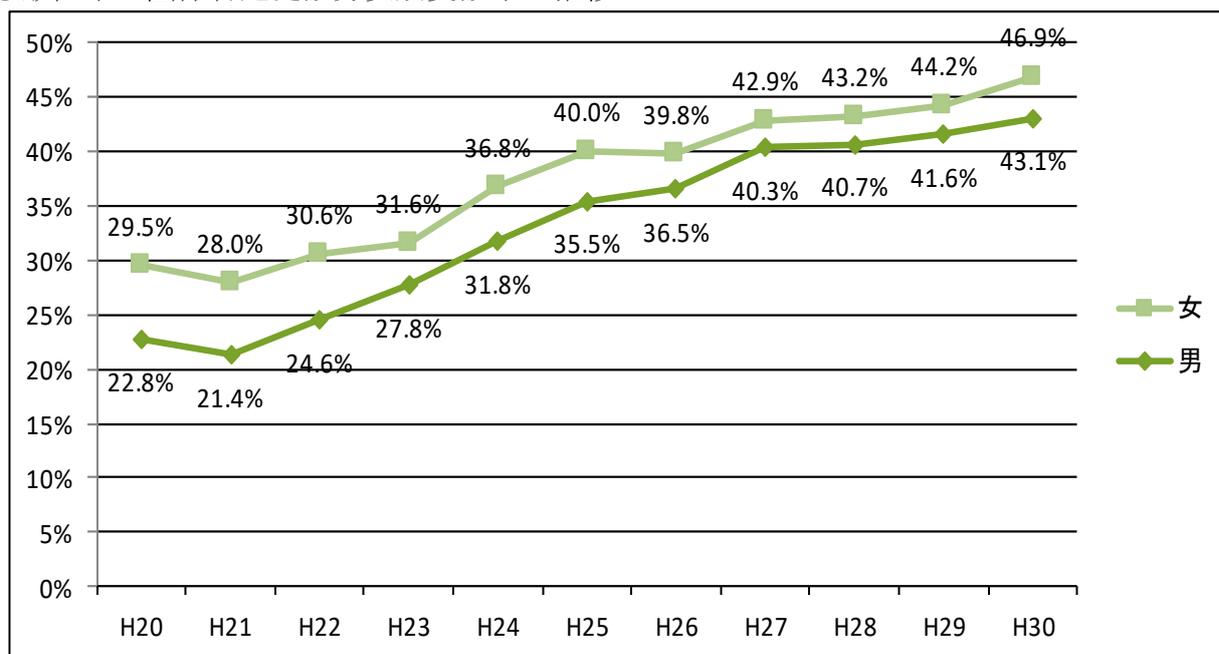
健康で自らの持てる能力が十分に発揮できることが、個人の尊厳が尊重される社会につながります。

また、心の健康についての知識も大切で、ストレスと上手につき合い、さらに生涯学習や地域社会への参画などにより、生きがいをもって生活することが重要です。

男女が互いの意思を尊重し、ともに健康な生活を営む権利が尊重されることは、男女共同参画社会づくりにおいて重要であり、女性も男性も、それぞれの身体の特徴を理解し合い、思いやりを持って生きていくことが大切です。また、LGBTといったいわゆる性的少数者（セクシャル・マイノリティ「同性愛者、両性愛者、性同一性障害の当事者など」）への理解を深めていくことも重要です。

青少年の性行動の低年齢化や性感染症の増加、性情報が氾濫している状況を踏まえ、思春期の男女が性に関する正しい知識・情報を得られ、自らの行動に対して自己決定できる力をつける必要があります。

#### ●飯山市の国保特定健診男女別受診率の推移



※飯山市内の40歳～74歳までの国民健康保険加入者で、特定検診、個別検診、人間ドックを受診した人の割合  
※飯山市保健福祉課調査データより作成

(1) 生涯を通じての健康支援

- 家庭において幼児期より命の大切さや他人への思いやりの心を育てましょう。
- 定期健康診査を受診し、健康教育や学習の場に積極的に参加し「自分の身体は自分で守る」という意識を高めましょう。
- 積極的に社会との関わりを持ち、地域の仲間づくりや助け合いを進めましょう。
- 心と身体の変化にひとりで悩まず、相談できる人を持ちましょう。
- 正しい生活習慣や健康の知識を身につけるための啓発や健康学習の推進を図る。
- 病気の早期発見・早期治療のために定期健康診査を勧め、自己の健康管理に努めるよう啓発する。

(2) 性と生殖に関する正しい理解と健康保持の推進

- 性に関する正しい知識・情報を学び、判断力や自己決定力がつくように努めましょう。
- 女だから男だからではなく「自分らしさ」を大切にしましょう。
- 幼児期から思春期、成人期、更年期、高齢期等の生涯を通じた男女の性と生殖に関する健康保持ができるよう、健康教育、健康相談、健康診査等を推進する。
- 女性のための相談窓口の充実と関係機関との連携を図る。
- 青少年期の男女が性に関する正しい知識・情報を得られ、さらに判断力や自己決定力がつくよう、学校、家庭、社会の場での性に関する知識習得の充実を図る。

## 2 男女間のあらゆる暴力の根絶

### 現状と課題

暴力はその対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、女性に対する暴力の根絶は、最優先課題のひとつといえます。市民意識調査で「DV（ドメスティック・バイオレンス防止法・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護法）について知っていますか。」という問いに対し、「知っている」と答えた人は74.2%と7割を超える人が認知していますが、裏を返せば4人に1人は知らないというのが現実です。

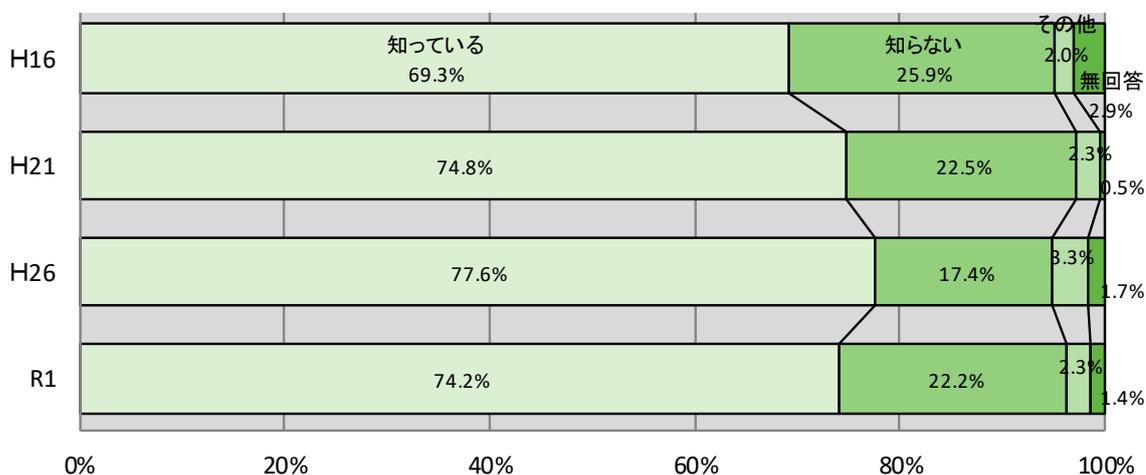
近年ではデートDV（交際中の若いカップルの間で起こる暴力）なども取りざたされ、セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）、パワー・ハラスメント（地位や権限を利用した嫌がらせ）、マタニティー・ハラスメント（妊娠や出産を理由にした嫌がらせ）など、暴力は多種・多様化しているのが現状です。男女が対等なパートナーとして健全な社会を形成していくためには、男女間のあらゆる暴力行為は断固根絶していかなければなりません。

今後も学校・家庭・地域・職場など、あらゆる環境での教育・学習機会の推進と、さらなる啓発活動に努めていく必要があります。

また、被害者・加害者を問わず、当事者が相談しやすい体制をさらに進めていくことも重要です。

#### R1 市民意識調査

問 13 DV(ドメスティック・バイオレンス防止法・・・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護法)について知っていますか。



#### ●長野県内専門窓口におけるDV相談件数とその推移

(単位:件)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
女性相談センター	1,655	1,755	1,608	1,551	2,264	1,861	1,301	1,437	1,548	1,611
男女共同参画センター	150	151	133	126	134	139	107	76	44	47
計	1,805	1,906	1,741	1,677	2,398	2,000	1,408	1,513	1,592	1,658

※長野県県民文化部調

●児童虐待相談件数とその推移

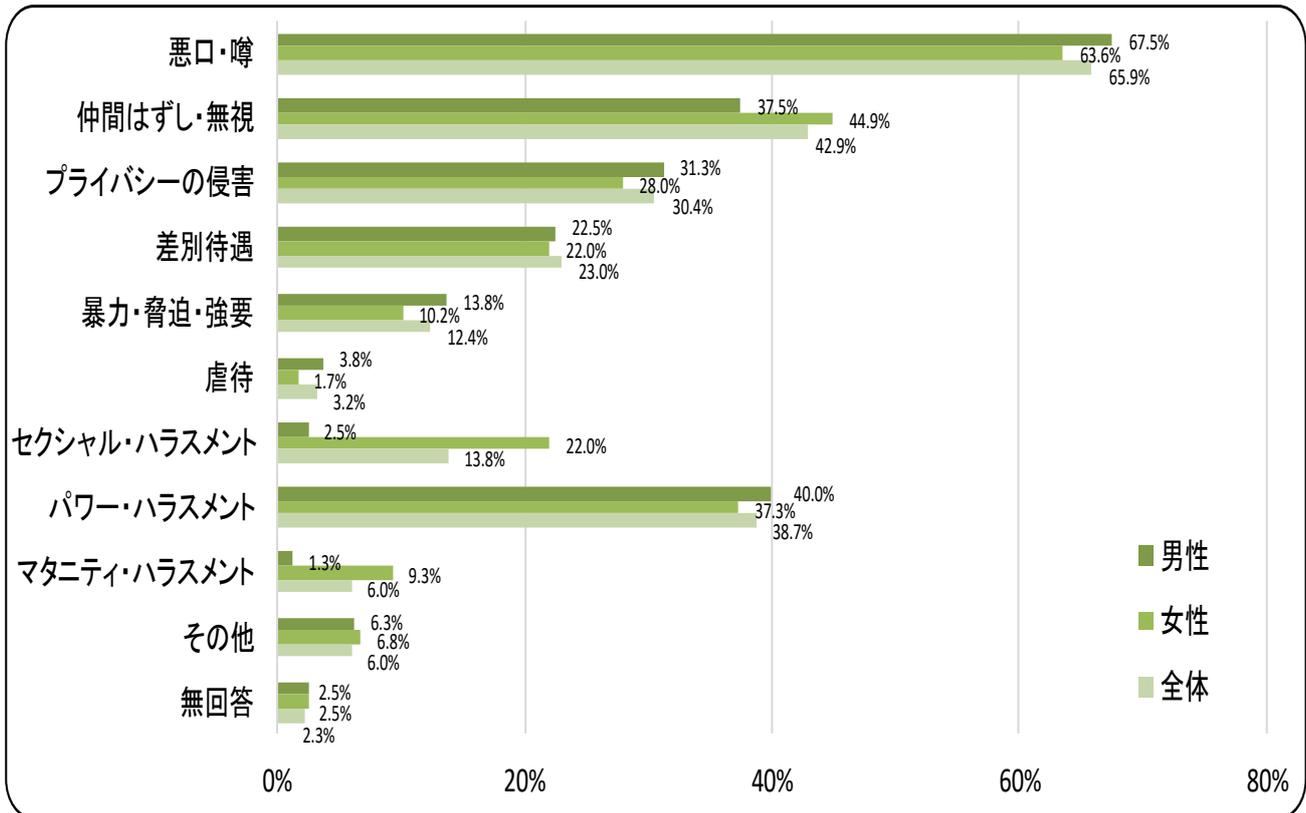
(単位:件)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
長野県内児童相談所	517	839	767	1,016	1,358	1,638	1,761	1,909	2,048	2,370

※長野県県民文化部調

●人権に関する市民意識調査 (H30.12実施)

人権侵害を受けたことがあると答えた人の被害別内訳 (複数回答)



課題解決のために ○…市民として □…行政として

(1) あらゆる暴力とハラスメント防止の取組

- あらゆる暴力を許さず、見てみぬふりをしないようにしましょう。
- 児童虐待は許されない行為であるという認識をもち、子どもを地域全体で見守りましょう。
- 「DV」やセクシュアル・ハラスメントなどは犯罪であるという認識を持ちましょう。
- 嫌がらせに対して自身が毅然とした態度をとりましょう。
- 子育てや家庭内の悩みを1人でかかえ込まず相談するようにしましょう。
- 児童虐待やDVなどあらゆる暴力、ハラスメントの防止のため啓発活動の推進を図る。
- 関係機関と連携をもちながら児童虐待やDVの早期の対応と予防に努める。
- 各種相談窓口の連携を図り、被害者が相談しやすい相談体制を確立する。



# 第3章

## 計画の推進

# 計画の推進

男女共同参画に関する市民意識調査の検証結果を踏まえ、今後も以下のとおり推進します。

## 1 推進体制の充実

- 男女共同参画推進委員会を設置し、行政と市民が協働して施策の推進に努める。
- 男女共同参画週間（6月23～29日）に講演会を開催し男女共同参画社会推進の啓発を行う。
- 男女共同参画コミュニケーターにより地域に根ざした啓発の推進に努める。
- 人権同和男女共同参画地域推進員により地域学習機会の充実に努める。
- 市関係部局等と連携を図り、庁内推進体制を充実させる。
- あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映する。

## 2 関係機関との協力・連携

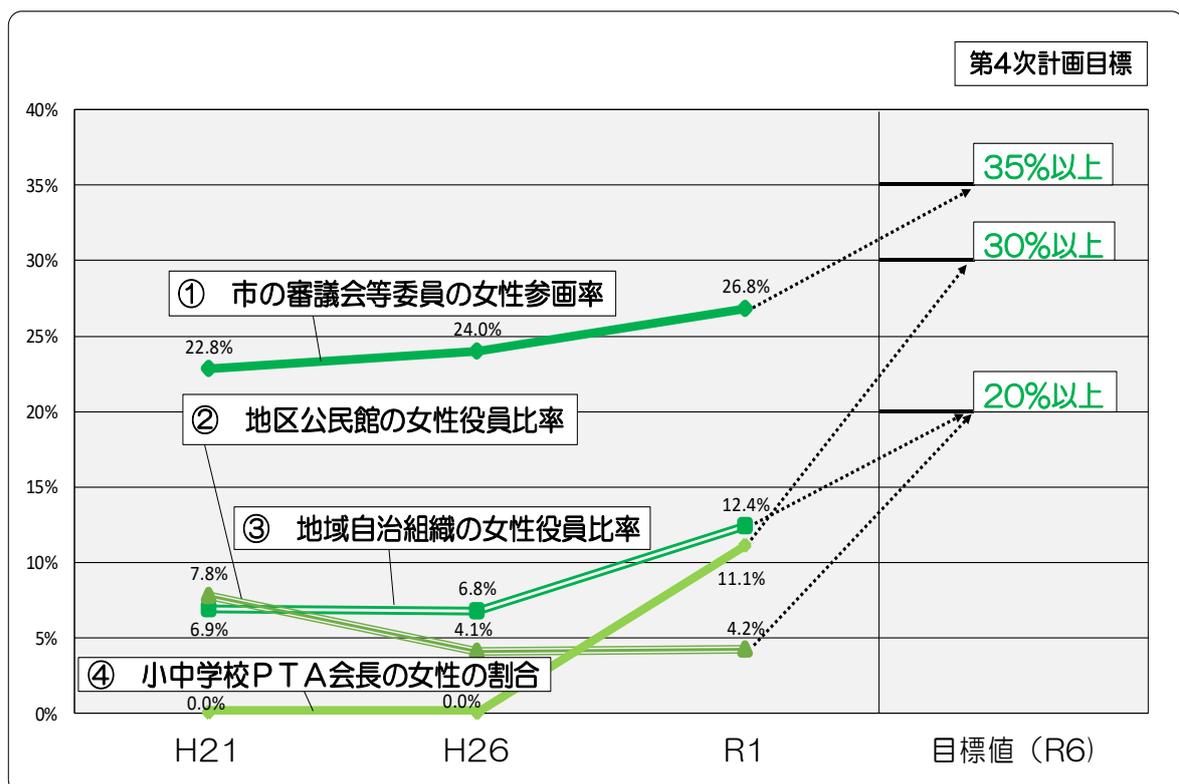
- 国・県や近隣市町村との情報交換等、協力・連携を図る。

## 3 市民・地域・企業との連携

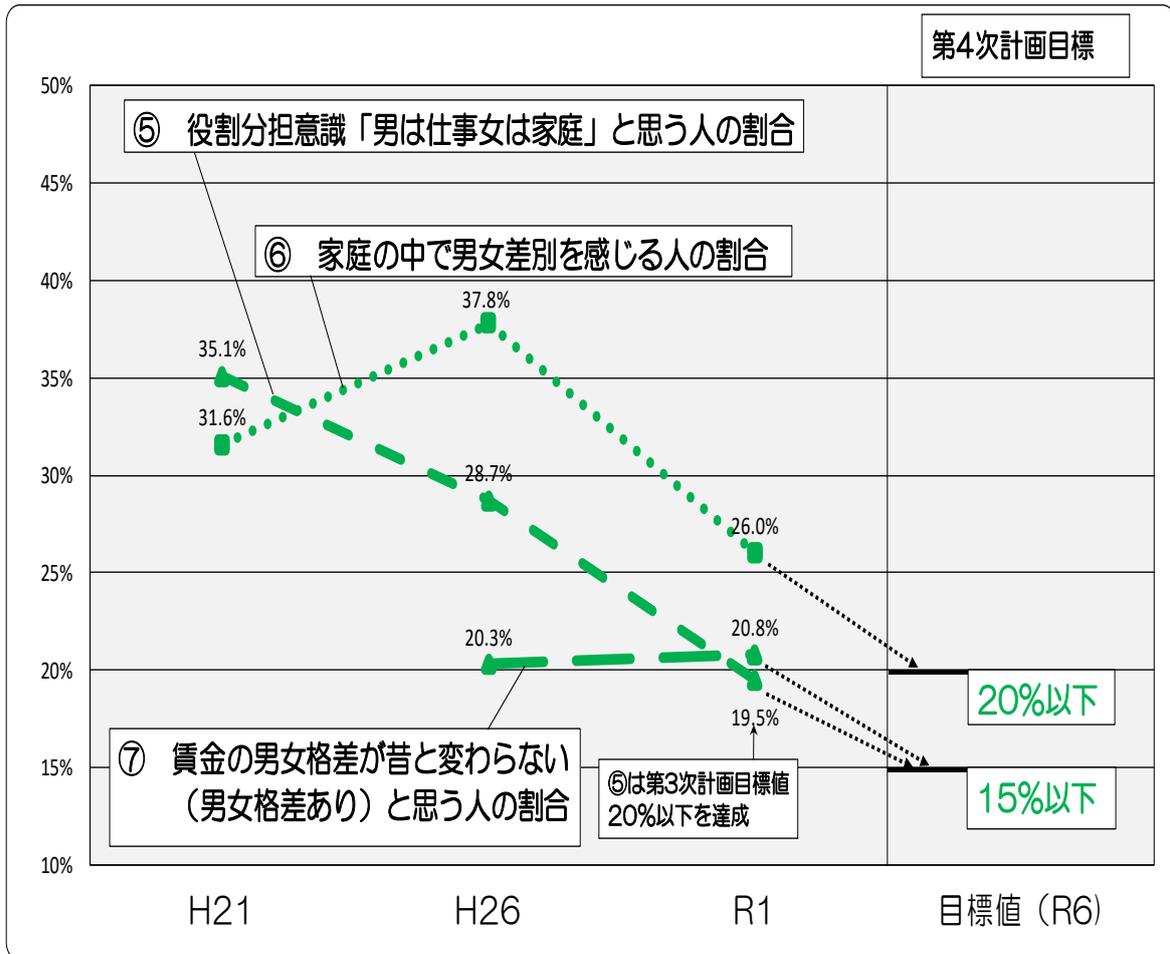
- 各種事業を通じて意識啓発をすすめ、男女共同参画社会実現に向け活動するグループとの連携を図る。
- 学校・家庭・地域・企業等が男女共同参画の理念を理解し、自主的に取り組めるよう連携し推進を図る。

## 4 過去からの推移と第4次計画目標値

### (1) 審議会・地区の組織・学校等役員の女性登用比率の推移



(2) 市民意識調査結果（家庭・職場関係）の推移



5 計画の目標値一覧

項目	H27～R1年度		R2～6年度	
	H26 現況	目標値	R1 現況	目標値
① 市の審議会等委員の女性参画率	24.0%	35%以上	26.8%	35%以上
② 地区公民館の女性役員比率	4.1%	20%以上	4.2%	20%以上
③ 地域自治組織の女性役員比率	6.8%	20%以上	12.4%	20%以上
④ 小中学校PTA会長の女性の割合	0%	30%以上	11.1%	30%以上
⑤ 役割分担意識「男は仕事女は家庭」と思う人の割合	28.7%	20%以下	19.5%	15%以下
⑥ 家庭の中で男女差別を感じる人の割合	37.8%	20%以下	26.0%	20%以下
⑦ 賃金の男女格差が昔と変わらないと思う人の割合	20.3%	15%以下	20.8%	15%以下

# 男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

## 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

### (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

### (国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

### (国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機

関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(以下略)

# 飯山市男女共同参画社会づくり条例

平成19年12月25日 条例第29号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等に向けた取組が進められてきた。飯山市においても男女共同参画計画を策定し、その推進が図られてきている。

その中で、男女共同参画社会の意義等に対する理解も進んできているが、長い間にわたる地域や職場等における慣習と、その中で作られた意識の中には、依然として性別による役割を固定的にとらえる面もまだ根強く残っている。

そこで本条例を制定し、市民一人ひとりが性別によって制約されることなく、のびやかに暮らすことができ、活力ある飯山市を築くことを目指し、市・市民及び事業者が協働して、男女共同参画社会づくりを推進していくことを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「男女共同参画社会づくり」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会を形成することをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善する上で、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

3 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。

4 この条例において「事業者」とは、市内において公共機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人、農業者及びその他の団体をいう。

### (基本理念)

第3条 男女共同参画社会づくりの促進は、次の各号に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

(1) 男女の人権の尊重 男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等、男女の人権が尊重されること。

(2) 家庭生活における活動と他の活動の両立 男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすること。

(3) 社会における制度又は慣行についての配慮 男女共同参画社会づくりは、社会における制度又は慣行が男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されること。

(4) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女共同参画社会づくりは、男女が、社会の対等な構成員として、市その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 男女共同参画社会づくりは、生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されること。

(6) 国際社会の動向を踏まえた取組 男女共同参画社会づくりは、国際社会における取組と密接な関係を有していることを踏まえ、国際社会の動向を踏まえながら推進されること。

### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施に当たっては、国、県、その他地方公共団体、市民及び事業者と連携し、取り組むものとする。

### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を理解し、協力するように努めなければならない。

### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制、及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立することができる環境の整備に努めるとともに、市が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を理解

し、協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止等)

第7条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず次の各号に掲げる人権侵害行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

(3) セクシャル・ハラスメント(性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。)

2 市は前項各号に掲げる行為の防止について必要な広報その他の啓発に努めるものとする。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 すべての人は、広告、ポスター、看板等公衆に表示する情報において、次の各号に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

(1) 性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現

(2) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を策定するものとする。

2 男女共同参画計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずるべき男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めるとともに、第22条に規定する飯山市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会づくりに配慮するものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、男女共同参画社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表等)

第12条 市長は、毎年、市が講じた男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況について、その概要を公表しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会づくりの推進状況を勘案し、市の施策等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(広報啓発活動の充実)

第13条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深め、意識の普及、高揚を図るため、多様な機会や媒体を通して、男女共同参画社会づくりに関する広報、啓発活動の充実その他の措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の機会の充実)

第14条 市は、男女共同参画社会づくりの実現について、教育の果たす役割の重要であることに鑑み、学校教育その他あらゆる教育活動及び学習活動により、個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識がはぐくまれるよう環境整備に努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動との両立支援)

第15条 市は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動を両立することができるように必要な支援を行うものとする。

(自営業における環境整備)

第16条 市は、自営の農林業、商工業等に従事する男女が、正当な評価のもとに、その主体性をいかし、その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、家族経営協定等の環境整備に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第17条 市長は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の調査研究において必要があると認める場合は、事業者の協力を得た上でその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

(市民等の活動に対する支援)

第18条 市は、市民及び事業者が男女共同参画社会づくりの促進に関して行う活動に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(附属機関の委員等の構成)

第19条 市は、附属機関の委員等について、積極的改善措置を講じ男女の数が均衡した構成とするよう努めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第20条 市長は、男女共同参画社会づくりの推進に関する施策又は男女共同参画社会づくりの推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な対応をとるものとする。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会づくりの促進を阻害すると認められる要因による人権侵害に関し、市民等からの相談の申出があったときは、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとする。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定による申出に対応するため、飯山市男女共同参画推進委員会の意見を聴くことができる。

(推進体制の整備)

第21条 市は、男女共同参画社会づくりを促進するため、次の各号に掲げる推進体制の整備に努めるものとする。

(1) 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的に企画調整し、及び実施するための必要な体制の整備

(2) 男女共同参画社会づくりを促進するための必要な拠点の整備

(3) 男女共同参画計画に基づく施策を実施するための必要な措置

第3章 飯山市男女共同参画推進委員会

(設置)

第22条 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進する上で必要な事項を調査審議するために、飯山市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第23条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議するものとする。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に関する事項

(3) 男女共同参画社会づくりの推進状況の調査及び評価に関する事項

(4) 第20条の規定により申し出があった苦情等について、市の対応に関する事項

(5) その他男女共同参画社会づくりに関する事項

(組織)

第24条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、市民、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第26条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

4 会長は、専門的な事項について必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第28条 委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

第4章 補則

(補則)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年2月1日から施行する。

# 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号

(第一章総則抜粋)

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

## 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

らない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

(第一章、第二章抜粋)

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、

相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# 男女共同参画に関する市民意識調査の概要

**1 目的**

飯山市における男女共同参画についての市民の意識を把握するとともに、第4次男女共同参画計画策定にあたり、平成16年、平成21年、平成26年調査との対比分析を行い今後の男女共同参画施策推進の資料とすることを目的とする。

**2 調査期間**

令和元年6月10日～令和元年7月10日

**3 調査対象**

市内に居住する18歳以上の男女500人

**4 抽出方法**

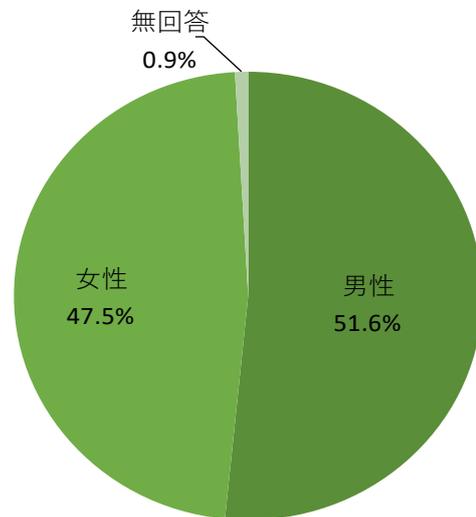
無作為抽出

**5 調査方法**

郵送調査（無記名）

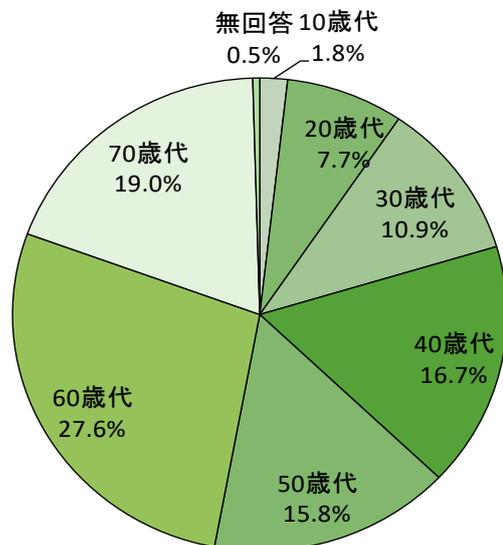
**6 回収数**

221人（男114人 女105人 無回答2人） 回収率44.2%



性別

	回答者数	構成比
男性	114	51.6%
女性	105	47.5%
無回答	2	0.9%
(合計)	221	100.0%

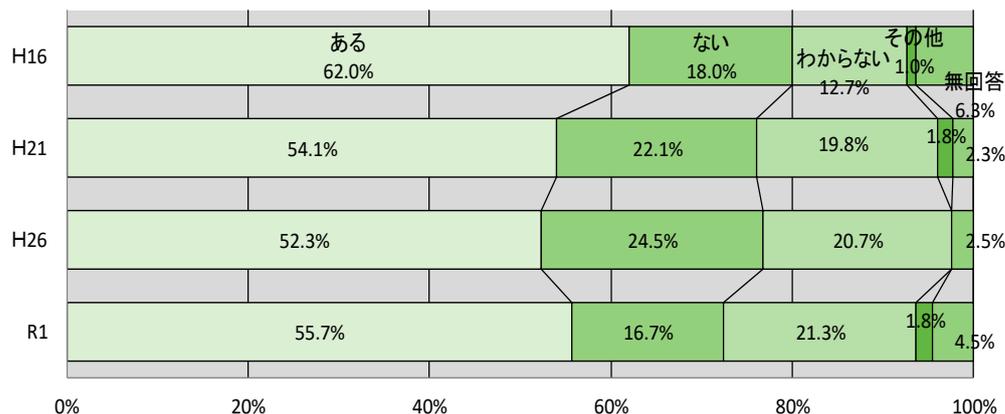


年代

	男女合計	男性	女性	無回答
10歳代	4	1	3	0
20歳代	17	5	12	0
30歳代	24	12	12	0
40歳代	37	15	22	0
50歳代	35	19	16	0
60歳代	61	37	23	1
70歳代	42	25	17	0
無回答	1	0	0	1
(合計)	221	114	105	2

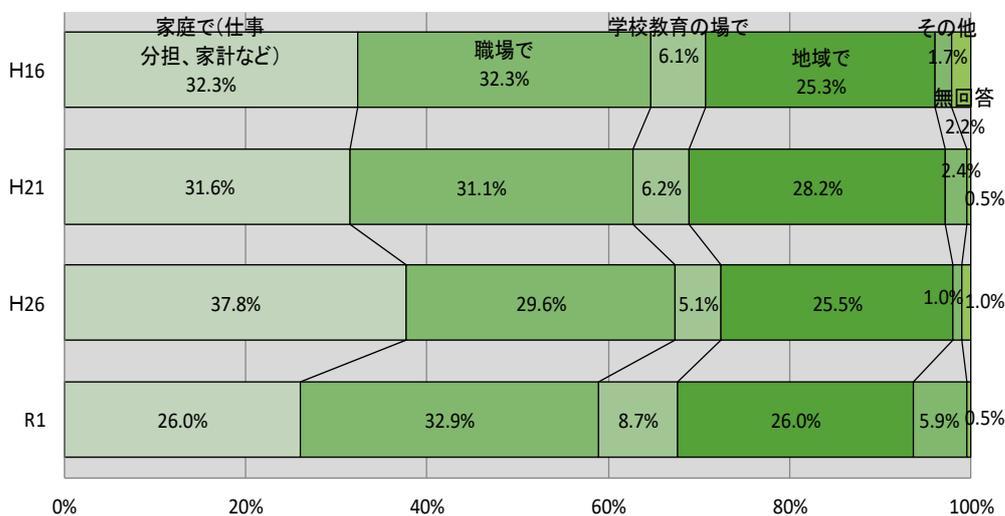
問1 あなたは男女差別があると思いますか。

	R1	H26	H21	H16
ある	55.7%	52.3%	54.1%	62.0%
ない	16.7%	24.5%	22.1%	18.0%
わからない	21.3%	20.7%	19.8%	12.7%
その他	1.8%	0.0%	1.8%	1.0%
無回答	4.5%	2.5%	2.3%	6.3%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



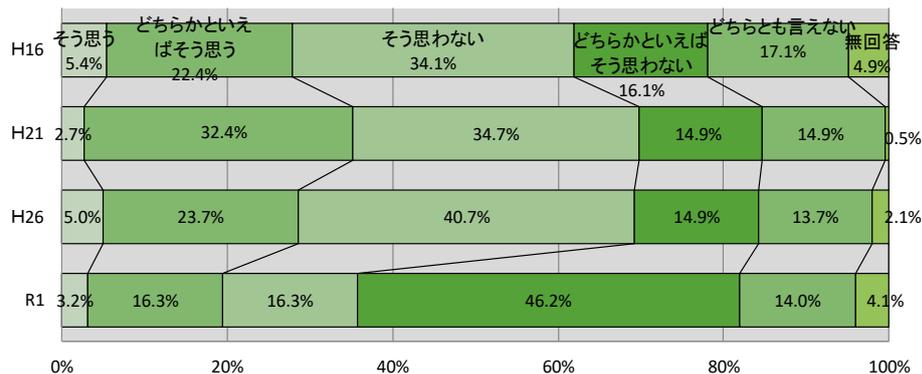
Q-1 問1で、ある を選んだ方にお聞きします。どのようなところで差別を感じましたか。該当するものをすべて選んでください。

	R1	H26	H21	H16
家庭で（仕事分担、家計など）	26.0%	37.8%	31.6%	32.3%
職場で	32.9%	29.6%	31.1%	32.3%
学校教育の場で	8.7%	5.1%	6.2%	6.1%
地域で	26.0%	25.5%	28.2%	25.3%
その他	5.9%	1.0%	2.4%	1.7%
無回答	0.5%	1.0%	0.5%	2.2%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



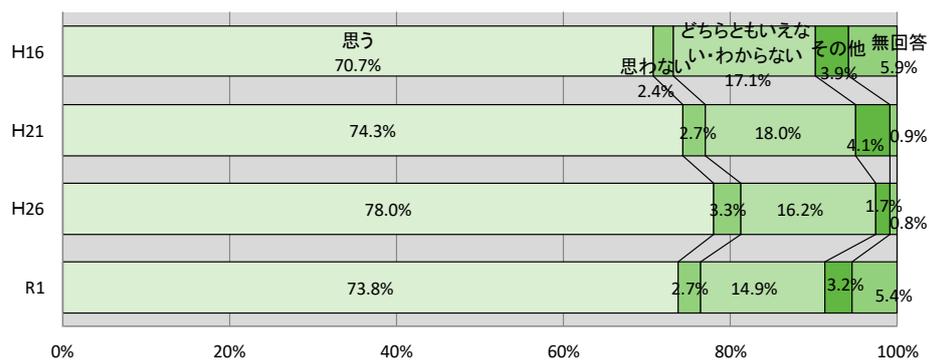
問2 あなたは「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を固定する考え方についてどう思いますか。

	R1	H26	H21	H16
そう思う	3.2%	5.0%	2.7%	5.4%
どちらかといえばそう思う	16.3%	23.7%	32.4%	22.4%
そう思わない	16.3%	40.7%	34.7%	34.1%
どちらかといえばそう思わない	46.2%	14.9%	14.9%	16.1%
どちらとも言えない	14.0%	13.7%	14.9%	17.1%
無回答	4.1%	2.1%	0.5%	4.9%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



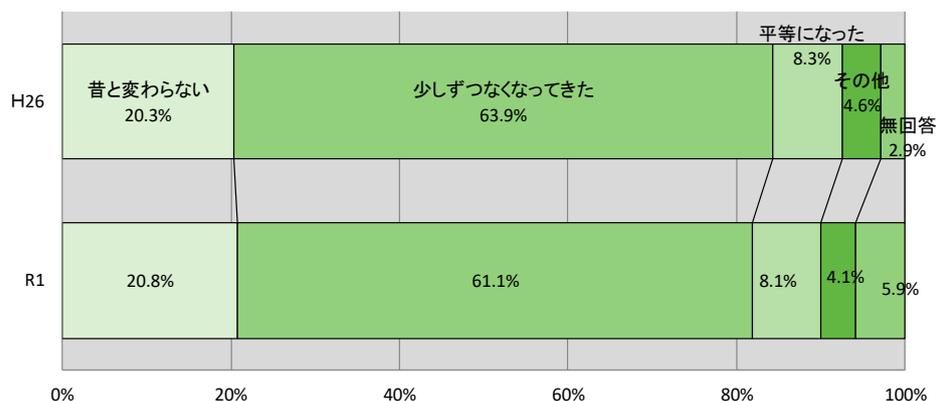
問3 女性も自立できる仕事を持つべきだと思いますか。

	R1	H26	H21	H16
思う	73.8%	78.0%	74.3%	70.7%
思わない	2.7%	3.3%	2.7%	2.4%
どちらともいえない・わからない	14.9%	16.2%	18.0%	17.1%
その他	3.2%	1.7%	4.1%	3.9%
無回答	5.4%	0.8%	0.9%	5.9%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



問4 あなたは、男女の賃金格差についてどう思いますか。

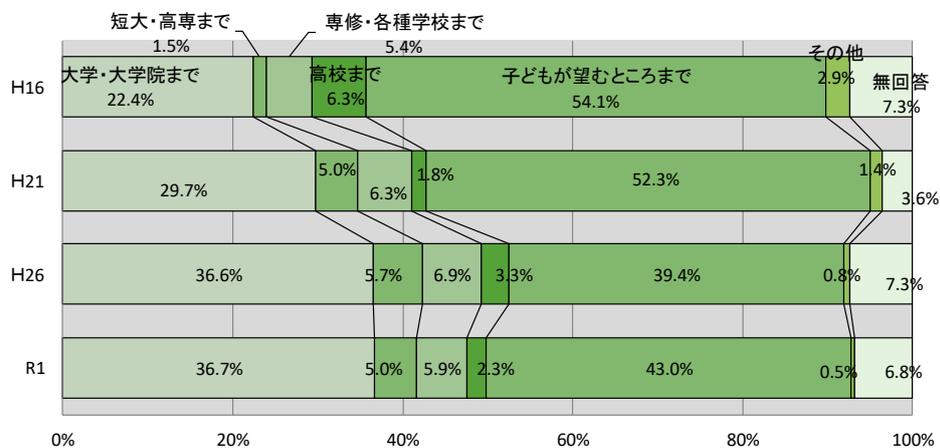
	R1	H26
昔と変わらない	20.8%	20.3%
少しずつなくなってきた	61.1%	63.9%
平等になった	8.1%	8.3%
その他	4.1%	4.6%
無回答	5.9%	2.9%
(合計)	100.0%	100.0%



問5 あなたは、子どもにどの程度、教育を受けさせたいと思いますか。男女別にお答えください。

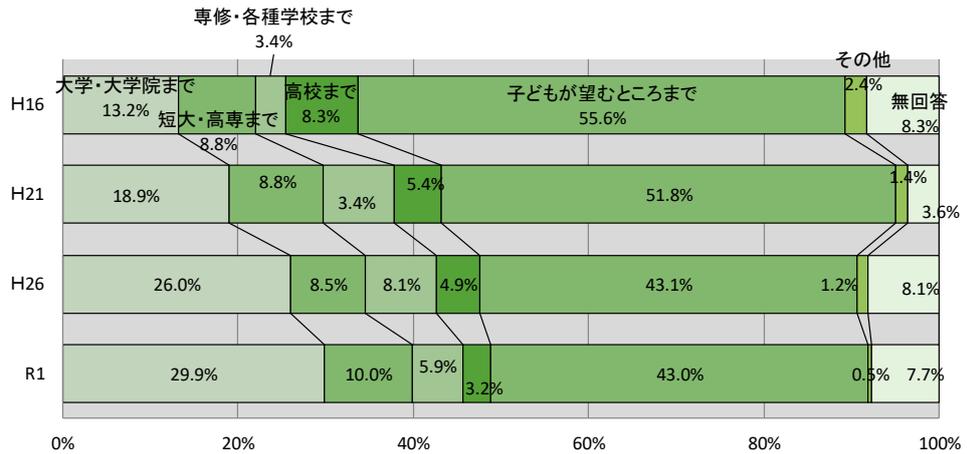
男の子の場合

	R1	H26	H21	H16
大学・大学院まで	36.7%	36.6%	29.7%	22.4%
短大・高専まで	5.0%	5.7%	5.0%	1.5%
専修・各種学校まで	5.9%	6.9%	6.3%	5.4%
高校まで	2.3%	3.3%	1.8%	6.3%
子どもが望むところまで	43.0%	39.4%	52.3%	54.1%
その他	0.5%	0.8%	1.4%	2.9%
無回答	6.8%	7.3%	3.6%	7.3%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



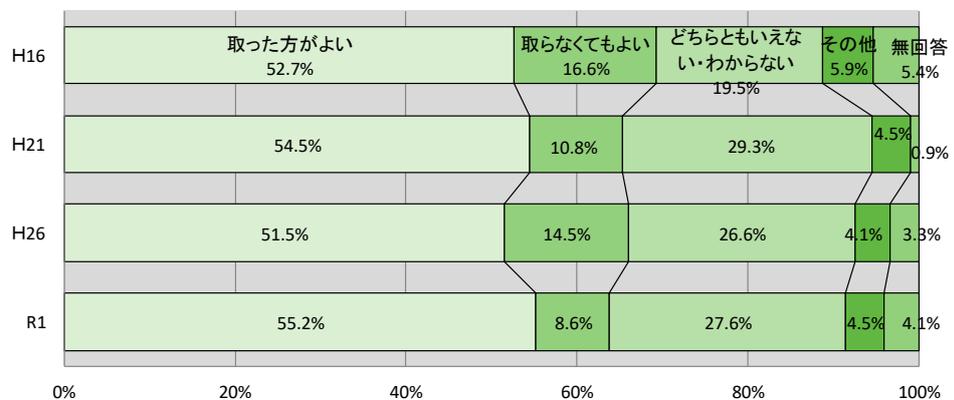
女の子の場合

	R1	H26	H21	H16
大学・大学院まで	29.9%	26.0%	18.9%	13.2%
短大・高専まで	10.0%	8.5%	10.8%	8.8%
専修・各種学校まで	5.9%	8.1%	8.1%	3.4%
高校まで	3.2%	4.9%	5.4%	8.3%
子どもが望むところまで	43.0%	43.1%	51.8%	55.6%
その他	0.5%	1.2%	1.4%	2.4%
無回答	7.7%	8.1%	3.6%	8.3%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



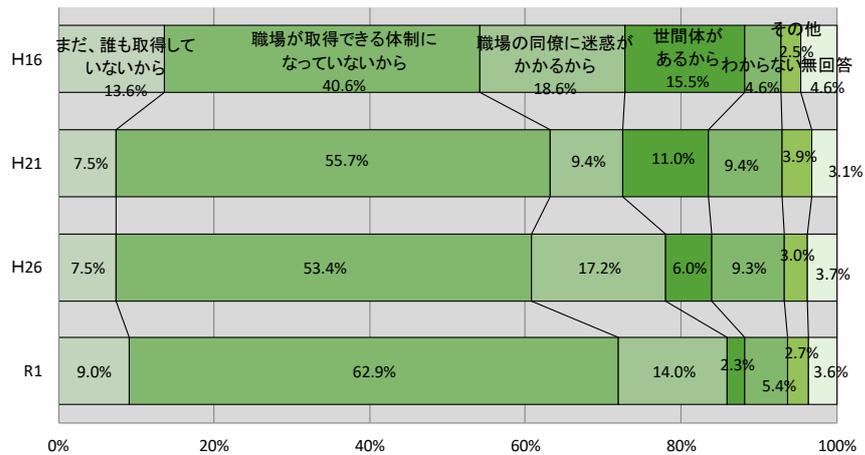
問6 男性の「育児休暇制度」についてどう思いますか。

	R1	H26	H21	H16
取った方がよい	55.2%	51.5%	54.5%	52.7%
取らなくてもよい	8.6%	14.5%	10.8%	16.6%
どちらともいえない・わからない	27.6%	26.6%	29.3%	19.5%
その他	4.5%	4.1%	4.5%	5.9%
無回答	4.1%	3.3%	0.9%	5.4%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



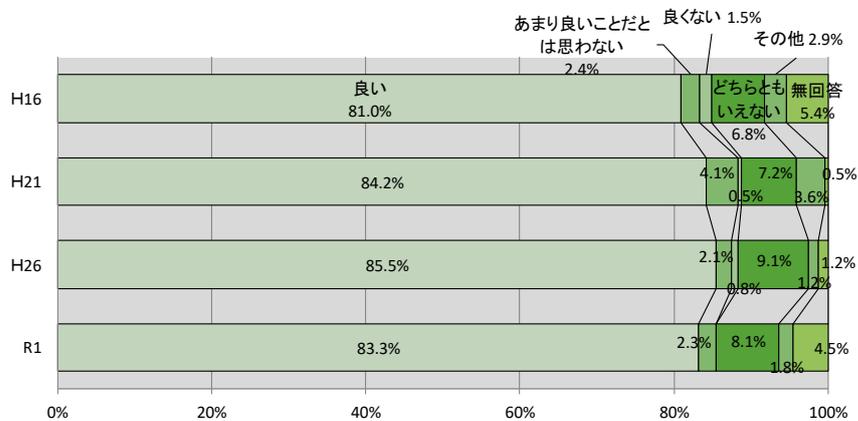
問7 長野県労働環境等実態調査報告書（平成29年）によると、男性の育児休業取得率は5.4%で低い水準となっています。男性の取りにくい理由はなぜだと思いますか。

	R1	H26	H21	H16
まだ、誰も取得していないから	9.0%	7.5%	7.5%	13.6%
職場が取得できる体制になっていないから	62.9%	53.4%	55.7%	40.6%
職場の同僚に迷惑がかかるから	14.0%	17.2%	9.4%	18.6%
世間体があるから	2.3%	6.0%	11.0%	15.5%
わからない	5.4%	9.3%	9.4%	4.6%
その他	2.7%	3.0%	3.9%	2.5%
無回答	3.6%	3.7%	3.1%	4.6%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



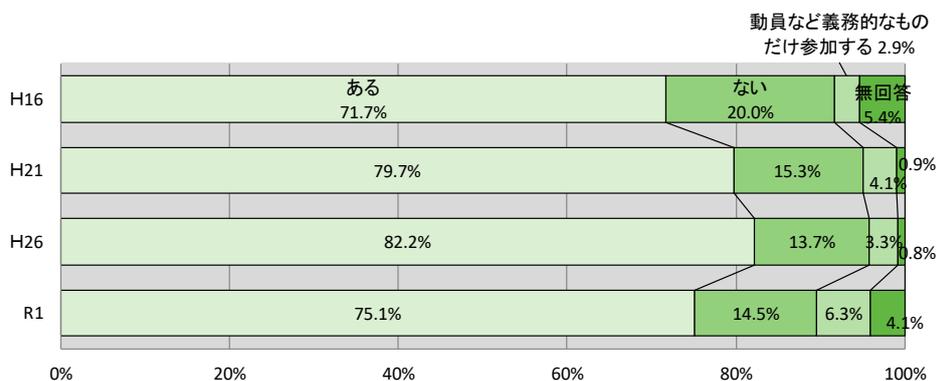
問8 女性が、出産後、職場に復帰することをどう思いますか。

	R1	H26	H21	H16
良い	83.3%	85.5%	84.2%	81.0%
あまり良いこととは思わない	2.3%	2.1%	4.1%	2.4%
良くない	0.0%	0.8%	0.5%	1.5%
どちらともいえない	8.1%	9.1%	7.2%	6.8%
その他	1.8%	1.2%	3.6%	2.9%
無回答	4.5%	1.2%	0.5%	5.4%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



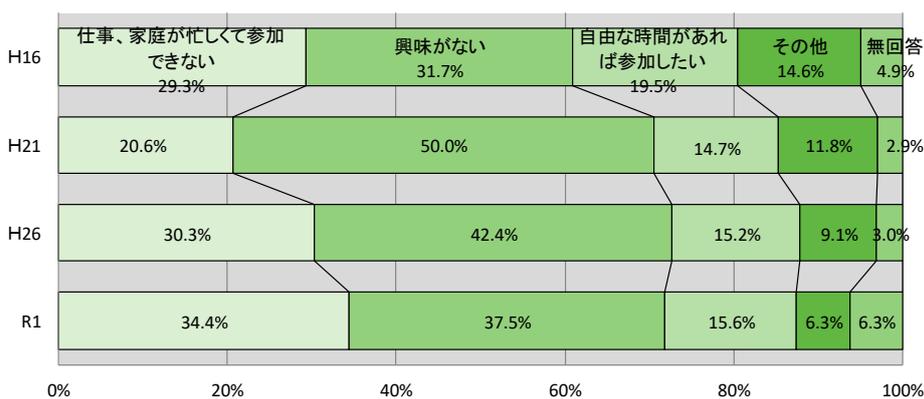
問9 あなたは、地域活動（区の行事、公民館・女性センター未来、サークル・グループ活動など）に参加したことがありますか。

	R1	H26	H21	H16
ある	75.1%	82.2%	79.7%	71.7%
ない	14.5%	13.7%	15.3%	20.0%
動員など義務的なもの のだけ参加する	6.3%	3.3%	4.1%	2.9%
無回答	4.1%	0.8%	0.9%	5.4%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



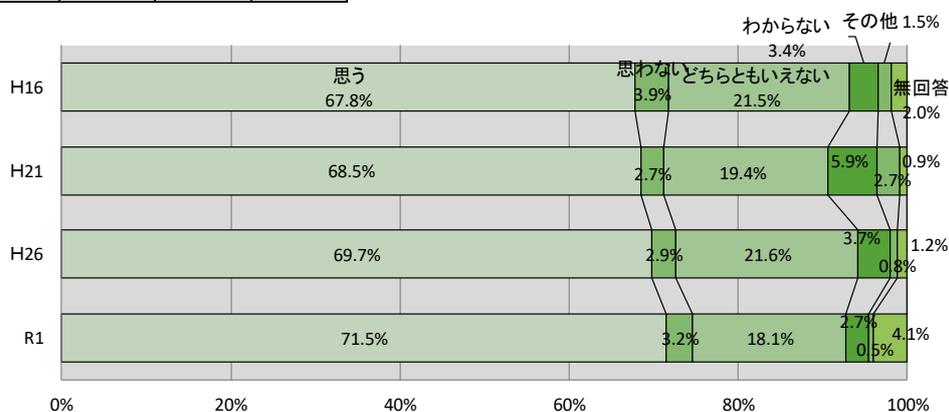
Q-2 問9で、ない を選んだ方にお聞きします。参加しない理由は何ですか

	R1	H26	H21	H16
仕事、家庭が忙しくて参加 できない	34.4%	30.3%	20.6%	29.3%
興味がない	37.5%	42.4%	50.0%	31.7%
自由な時間があれば 参加したい	15.6%	15.2%	14.7%	19.5%
その他	6.3%	9.1%	11.8%	14.6%
無回答	6.3%	3.0%	2.9%	4.9%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



問10 区など地元の役員に女性の参加は必要だと思いますか。

	R1	H26	H21	H16
思う	71.5%	69.7%	68.5%	67.8%
思わない	3.2%	2.9%	2.7%	3.9%
どちらともいえない	18.1%	21.6%	19.4%	21.5%
わからない	2.7%	3.7%	5.9%	3.4%
その他	0.5%	0.8%	2.7%	1.5%
無回答	4.1%	1.2%	0.9%	2.0%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



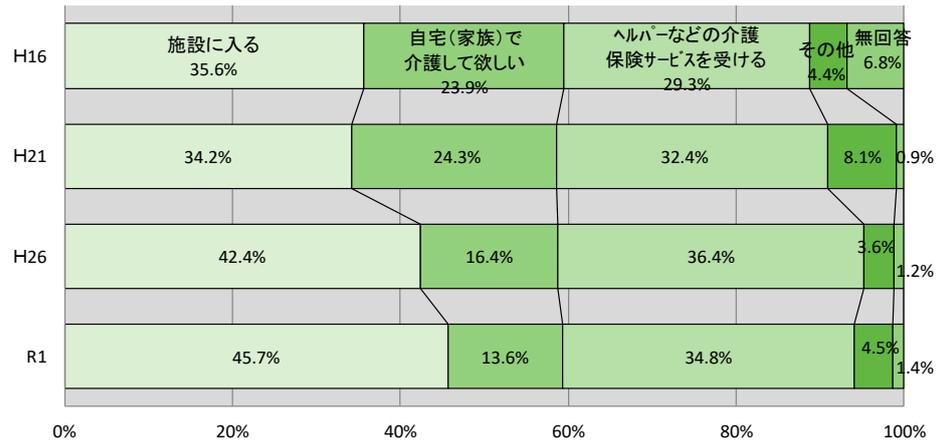
問11 地方議会など政策決定の場に女性は必要だと思いますか。

	R1	H26	H21	H16
思う	84.6%	80.9%	80.2%	79.5%
思わない	1.8%	2.1%	1.4%	2.0%
どちらともいえない	8.6%	10.8%	11.3%	11.7%
わからない	3.2%	4.1%	4.1%	3.9%
その他	0.0%	0.8%	2.3%	1.0%
無回答	1.8%	1.2%	0.9%	2.0%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



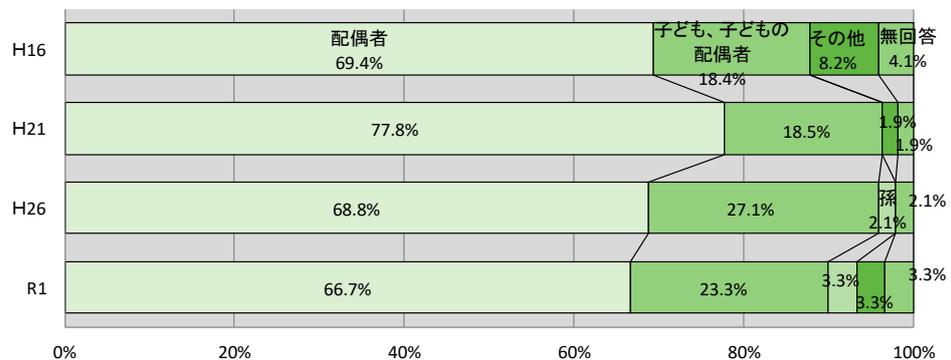
問12 あなた自身が介護が必要になった時、どうしたいと思いますか

	R1	H26	H21	H16
施設に入る	45.7%	42.4%	34.2%	35.6%
自宅（家族）で介護して欲しい	13.6%	16.4%	24.3%	23.9%
ヘルパーなどの介護保険サービスを受ける	34.8%	36.4%	32.4%	29.3%
その他	4.5%	3.6%	8.1%	4.4%
無回答	1.4%	1.2%	0.9%	6.8%
（合計）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



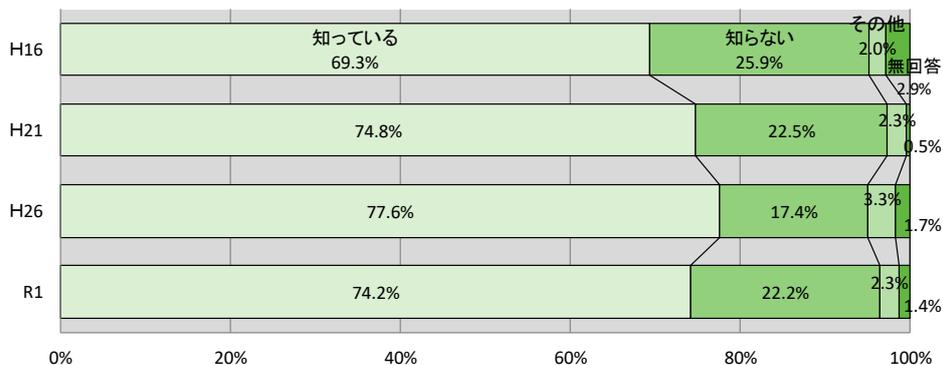
Q-3 問12で自宅（家族）を選んだ方にお聞きします。だれに介護してもらいたいと思いますか。

	R1	H26	H21	H16
配偶者	66.7%	68.8%	77.8%	69.4%
子ども、子どもの配偶者	23.3%	27.1%	18.5%	18.4%
孫	3.3%	2.1%	0.0%	0.0%
その他	3.3%	0.0%	1.9%	8.2%
無回答	3.3%	2.1%	1.9%	4.1%
（合計）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



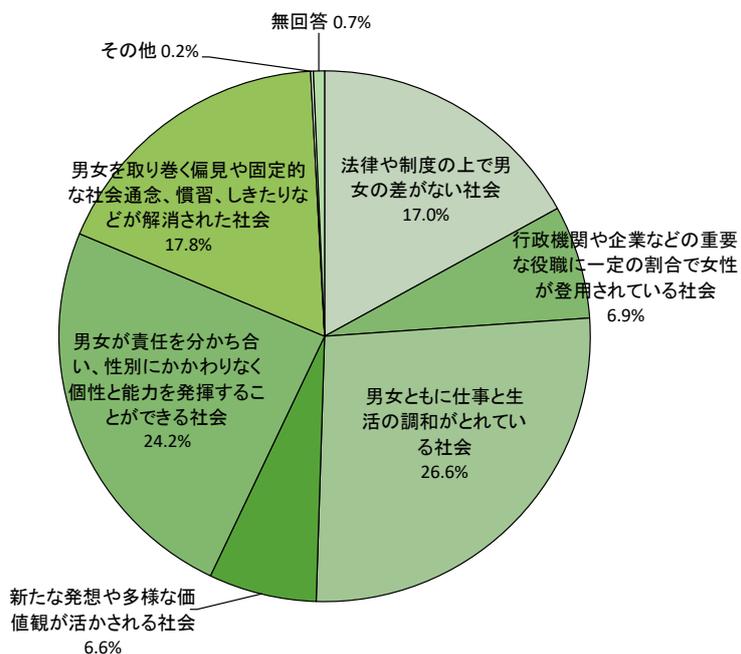
問13 DV（ドメスティック・バイオレンス防止法…配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護法）について知っていますか。

	R1	H26	H21	H16
知っている	74.2%	77.6%	74.8%	69.3%
知らない	22.2%	17.4%	22.5%	25.9%
その他	2.3%	3.3%	2.3%	2.0%
無回答	1.4%	1.7%	0.5%	2.9%
(合計)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



問14 あなたが考える「男女共同参画社会」はどのような社会ですか。お考えに近いものを3つまで選んでください。

	R1
法律や制度の上で男女の差がない社会	17.0%
行政機関や企業などの重要な役職に一定の割合で女性が登用されている社会	6.9%
男女ともに仕事と生活の調和がとれている社会	26.6%
新たな発想や多様な価値観が活かされる社会	6.6%
男女が責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を發揮することができる社会	24.2%
男女を取り巻く偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりなどが解消された社会	17.8%
その他	0.2%
無回答	0.7%
(合計)	100.0%



# 飯山市における女性行政・女性運動と男女共同参画のあゆみ

年	国連・国・県	飯山市	摘要
1945年 (S20)	・衆議院議員選挙法改正公布 初の婦人参政権実現		
1946年 (S21)	・国連第1回総会 婦人の地位委員会設置 ・日本国憲法公布 ・第22回総選挙 初の婦人参政権行使 女性議員39人当選 ・長野県連合婦人会結成	・飯水地域でも町村単位に 婦人会結成	・秋津村婦人会、柳原村婦人会結成 物資斡旋、生活改善などの事業を行う。
1947年 (S22)	・教育基本法公布 ・労働基準法公布 ・労働省婦人少年局設置 ・民法の一部を改正する法律 ―男女平等の原則―公布 ・戦後初の国際婦人デー集会		・木島村婦人会結成
1948年 (S23)	・世界人権宣言採択 ・優生保護法公布		
1949年 (S24)	・第1回婦人週間 4月10日を婦人の日に	・郡未亡人連盟結成	・県と共に飯水地区にも戦争未亡人など自分たちを守る必要性から結成される。
1950年 (S25)	・全国未亡人団体連絡協議会 結成	・飯山町婦人会事業計画	・洋裁、料理、薬草、育児、看護の講習会、裁判所、町議会見学、 愛育園への協力、敬老会、飯山小唄の普及活動など
1951年 (S26)	・全国農協婦人団体連絡協議 会結成		
1952年 (S27)		・柳原婦人学級開設  ・第1回飯水各種婦人団体大 会開催	・公民館と婦人会協力で集落単位の学習と公民館での中央学習 の二本立てで行われ、新しい憲法、民主政治のあり方、家庭の 民主化、嫁と姑、子どものしつけ、生活改善農業技術と主婦とし ての分野などの学習活動を展開 ・郡連合婦人会、下水内農協婦人協議会、郡未亡人会、日赤奉 仕団、看護協会の5団体で共催「婦人が単に家庭人として止まる ことなく、社会の一員として…視野を広める目的を持って…開催 します」 (趣意書) 講師 労働省婦人少年局長 藤田たき氏 途中、飯水婦人大会と名称を変え62年第11回大会まで続く。
1953年 (S28)	・日本婦人団体連合会結成		
1954年 (S29)		・飯山市発足8/1 ・飯山市連合婦人会結成  ・長野県 PTA 母親文庫 飯水配本所開所	・旧町村ごとの婦人会を全市的に結集し組織 する。昭和32年の会員数は約5400人 ・婦人会を中心に本を読む母親たちのグループができ、飯山図 書館に配本所が設置された。
1955年 (S30)	・第1回日本母親大会	・飯山市赤十字奉仕団結成	
1956年 (S31)	・売春防止法公布	・文部省の研究婦人学級に 飯山地区指定	・学習方法をグループの共同学習と中央学習の二つに分け、共 同学習では各区に婦人の集まる機会を多く作り、その中からグ ループを作って、グループ学習を行う。
1957年 (S32)		・婦人のグループ活動 活発化	・市内各地で「婦人の学習活動」が活発に行われ、生活の向上と 豊かな教養を、婦人自らの力ではたそうと努力している婦人グ ループが増えてきた。

年	国連・国・県	飯山市	摘要
1958年 (S33)	・第1回長野県母親大会	・飯山市連合婦人会総会  ・木島に若妻学級開設  ・第7回飯水婦人大会開催	・事業計画の中から主なもの <教養部> 父の日(各地区で父と婦人会との話し合いを持ち、お互いの立場の理解を深めるように努める。) 主婦の時間の設置(主婦の自由になる時間を設けるよう各地区毎に研究する。) 幸坂教室(憲法学者の講座)を定期的に持つ。 年1回機関紙「桐の樹」(婦人の生活記録運動)の発行など <社会部> 一日里親(愛育園の慰安)、公衆便所の設置促進、社会施設の見学など <他に> 厚生部(レクリエーション講習会、生活物資の斡旋など)、総務部(理事会など)の事業がみられる。 ・青年団、婦人会、公民館関係者が集まり、学級(育児、保健、料理など)を開設する。 ・連合婦人会、農協婦人部、連合青年団、日赤奉仕団、未亡人会、地区評青婦部、教祖婦人部など13団体による実行委員会を構成、公民館が事務局としての役割を果たす。名称を「飯水婦人大会」と称してこの大会から分科会方式を取り、「夫婦、嫁、姑、親子などの人間関係」等10分科会を設ける。 全体講演 東大教授 宮原誠一氏
1959年 (S34)	・本を読む母親の全国集会を長野県で開催		
1961年 (S36)		・飯山市連合婦人会開催  ・飯山市婦人研修会開催  ・第10回飯水婦人大会開催	・基本目標と活動展開及び事業計画に見られる主なもの ○基本目標 生活をよりよいものに変えていく力を持つ婦人になろう ○活動の展開 1 共同学習をおし進めよう 2 身近な問題をみつめ、生活をよりよいものにしよう ①共同学習をおし進めよう ②政治学習を高めよう ③生産活動を高めよう ④家庭生活を合理化しよう ⑤社会生活を高めよう ○学習・社会・生活・厚生4委員会を置き年12回の信州婦人大学講座(市公民館) 生産、家庭の合理化、社会生活などのグループ発表 父の日を設け、地区毎に父親と家庭の民主化等話し合う。 農休日の推進と主婦の自由時間を生み出す事業、食生活改善と新しい繊維と洗剤等の講習会、歌唱、レク、あぜ道体操の普及など多様な事業を計画している。 なお、昭和35年度の飯山市公民館の活動状況報告の資料によると、市内の支館、分館ごとに、90ほどの婦人グループがあり活動していた。 ・野沢温泉での1泊2日の研修会、140名参集し分科会と全体討議、講演会を持つ。 <7分科会> 幼児の問題、青少年の問題、婦人と差別の問題(家庭内における差別、社会的な面における差別)、生産活動を進めるために、政治学習を進めるために、新生活を進めるために、家庭生活の合理化 ・部落解放同盟飯水支部婦人部、子どもを守る会等も加わり、16団体による実行委員会が構成運営 参加者1000名 分科会は保育所と保育料、子どもの考え方と母親の考え方、進学と就職、教育費の問題、青年の生き方と母親の理解、農家の消費経済、出稼ぎと労力不足、農村を離れる農村青年、店員の生活と商家の婦人、物価と家庭生活、深いなやみをかかえている家庭、家族の健康を守るために、働く婦人の問題、婦人と差別、老後のくらしと社会保障、選挙と政治、平和につながる婦人の願いの17分科会 全体講演は、婦人問題評論家 田中寿美子氏 なお、大会では決議事項をまとめ、関係方面へ要請を行った。

年	国連・国・県	飯山市	摘要
1962年 (S37)		<ul style="list-style-type: none"> <li>飯水 PTA 母親文庫機関誌「雪こんこ」創刊</li> <li>第11回飯水婦人大会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以後続けて刊行し、平成12年には35号を数える。</li> <li>準備が遅れ、講演会のみでの大会となり、この年度をもって婦人大会の歴史を閉じる。</li> <li>閉じたあと市連婦、農協婦人部、PTA 母親文庫一体となり、公民館、図書館、地方事務所が加わって家庭を明るくするつどいとして開催。</li> </ul>
1963年 (S38)		<ul style="list-style-type: none"> <li>市議会議員選挙に初の女性立候補</li> </ul>	
1965年 (S40)		<ul style="list-style-type: none"> <li>第15回長野県図書館大会を飯山市で開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改めて開催 昭和59年(34回)、平成8年(46回)と飯山市で開催する。</li> </ul>
1966年 (S41)		<ul style="list-style-type: none"> <li>外様地区、柳原地区婦人会が解散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以後、富倉地区(昭和42年)、岡山地区(昭和44年)と解散が続く、婦人会は組織面で後退していく。</li> </ul>
1967年 (S42)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女子差別撤廃宣言採択</li> </ul>		
1968年 (S43)		<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員に初めて女性就任</li> </ul>	
1970年 (S45)		<ul style="list-style-type: none"> <li>飯山市連合婦人会(以下市連婦)3カ年計画による学習運動展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1年次は「たのしい婦人の集い」を市連婦加入の40の支部(部落婦人会)で開く。 ゲームなどのレクリエーションと「消費者の権利」や「健康管理」などに関するフィルムを見ての話し合いを組み合わせて行う。</li> </ul>
1971年 (S46)		<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回婦人問題研究集会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2年次は支部学習に4つの柱を立てて行う。 1 かしい消費者になろう 2 婦人の労働と健康について考えよう 3 子どもの教育と未来を考えよう 4 市政を私達の手で築こう</li> <li>1年間の婦人会活動の総括と次年度の方針を出すために行い、以後47年、48年と開催する。</li> </ul>
1972年 (S47)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年の決定</li> <li>勤労婦人福祉法公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館に「母親学級」開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市連婦第3年次の支部学習は地区内の全ての支部が同じテーマ、内容で学習を進めた。また、年代ごとの学習要求に答え、合わせて仲間づくりを進めようという目的で、20代、30代、40代以上の3つのグループに分けた年代別学習会を全地区で進めた。</li> <li>「幼児教育」と「学校と家庭教育」の2コースを設け、学級生自身による運営と話し合い学習に重点をおく。翌年母親学級修了者を中心に「子どものしあわせを語る会」結成。</li> </ul>
1973年 (S48)		<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館で「婦人学級」開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市連婦もこの学級を中央学習として位置づけ積極的に取り組んだ。この年は「消費者としての生き方を考えよう」をテーマに、食品公害と物価の問題を主に取り上げた。 翌年「婦人学級」を「中央婦人講座」と改め市連婦が公民館と共催し、引き続き公害、物価問題を柱に学習内容を組む。その中から「食品公害を考える会」が生まれ、昭和51年「飯山第一生活学校」に発展する。この会は環境汚染に関心を寄せ千曲川の汚染調査を行ったり、後の学校給食のセンター化に反対する署名活動では中心的役割を果たしたりした。</li> <li>また、同年子ども文化講座受講生が「飯山子どもと本を読む会」を結成し、図書館充実運動と共に読書啓発活動に取り組み、有線放送で毎日子ども向け本の朗読を開始する。そして、乳幼児を持つ母親を中心に子育ての悩みを語り合いながら、0歳児保育の実現を働きかけていく「飯山保育を考える会」が結成されるなど、学習の成果を実践に活かしていくグループが次々と誕生した。</li> </ul>

年	国連・国・県	飯山市	摘要
1974年 (S49)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回飯山おやこ劇場の公演</li> <li>・第1回飯山市婦人集会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どものしあわせを語る会」のグループを中心に実行委員会を構成し、田楽座公演に取り組み、当日は約1200人の親子が集まった。これがきっかけで翌50年「飯山おやこ劇場」が誕生する。以後20年「子どもに夢をたくましく豊かな創造性」をモットーに、年4、5回の優れた生の舞台の鑑賞と、夏休みのキャンプなどの自主活動を二本の柱に、会員制による自主運営で地域の子どもの文化環境づくりにも力を注いだ。一時は700人も会員を擁したこともあったが、少子化などによる会員の減少で平成7年解散している。</li> <li>・昭和46年から始まった婦人集会の1年の総括の場である「婦人問題研究集会」をより発展させる意味で、「すべての婦人に開かれた集会」実施のため実行委員会結成の呼びかけが出され、約半年の準備が積み重ねられて、第1回飯山市婦人集会が開かれることになった。</li> <li>&lt;講演&gt;「女性のいきかた、その過去、現在、未来」 婦人問題研究科 小林登美枝氏</li> <li>&lt;分科会&gt;合成洗剤の安全性とセッケン運動、同和問題を考えましょう、婦人の社会活動、働く婦人の問題、子どもとマスコミ・文化、高校総合選抜を考える、物価と生活の7分科会</li> </ul>
1975年 (S50)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際婦人年</li> <li>・国際婦人年世界会議(メキシコ)</li> <li>・「世界行動計画」採択</li> <li>・婦人問題企画推進本部設置</li> <li>・婦人問題企画推進会議設置</li> <li>・総理府婦人問題担当室設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山市婦人団体連絡協議会(婦団連)結成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回婦人集会の後、婦人団体の組織化を図るため、市連婦が実行委員を中心とする各種婦人団体に呼びかけて結成される。加盟10団体 市連合婦人会、市連合青年団、母親文庫、おやこ劇場、保育問題研究会、県教組婦人部、高教組婦人部、部落解放同盟、新日本婦人の会(新婦人)、保育を考える会(仮称)</li> <li>・婦人集会は2回目より飯山市婦人団体連絡協議会の主催となり、自主運営する。各分科会には担当グループがレポートを出し、それを基に話し合いが行われた。</li> </ul>
1976年 (S51)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連婦人の十年(～1985年)</li> <li>・婦人労働旬間設定</li> <li>・民法一部改正(婚氏統稱制度)</li> </ul>		
1977年 (S52)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「国内行動計画」策定</li> <li>・国立婦人教育会館開館</li> <li>・県社会部労政課に「福祉婦人係」設置</li> <li>・県婦人行政推進協議会設置</li> </ul>		
1978年 (S53)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県婦人問題県民会議設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請婦人学級開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;自主企画運営の力をつける&gt;</li> <li>・これまでの全市の婦人を対象とした中央婦人講座を開設してきたが、参加者が特定の人に限られがちなこと、内容も一般的なものに終わり、地域や生活の現実にくいこみにくいことなどから、できるだけ多くの小規模学級を地域に密着した形で開設することとなった。ねらいは自主運営を貫く中で、婦人たちに学習活動を自ら組織し推進する力を身につけてもらいたい、学習集団を育成したい、婦人の要求を知り今後活かす。</li> <li>・これにより各地公民館で婦人たちの特色ある様々な学習会が開かれた。</li> <li>初年度申請は9学級(1学級15人以上とする学習内容) 延べ613人参加</li> <li>南端婦人会(料理、施設巡り)、針田婦人会(料理)、関沢若妻会(育児他)、五荷婦人会(食品公害、婦人会他)、桑名川グループ(標準語の使い方他)、大久保婦人会(料理)、飯山子どもと本をよむ会・母親文庫(読書会、図書館)、おやこ劇場(親子で楽しむ遊び)、富倉婦人会(救急法)</li> <li>・図書館充実運動高まる。</li> <li>市民会館の一角にあった図書館は、市民の読書欲を満たすものではなく、読書の啓蒙活動の必要性和充実の声が高まった。婦団連を中心に市立図書館充実に関する署名活動を実施し、独立図書館と移動図書館車を要望する。</li> <li>・元気で長生き・日本型食事の伝達講習や、地域の食生活改善に関する啓蒙指導などのほか、各種イベントに参加協力する。</li> <li>64人で結成</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山食生活改善推進協議会結成</li> </ul>	

年	国連・国・県	飯山市	摘要
1979年 (S54)	・女子差別撤廃条約採択	・移動図書館ゆきつばき号始動 ・第5回飯山市婦人のつどい  ・学童保育スタート  ・飯山市母子寡婦福祉協会発足	・飯山市婦人集会の名称改め、以後23回まで続く。 ・学童保育の要求高まる。 婦団連の保育を考える会を中心に研究会がもたれ検討を重ねる。  ・下校後一人である児童の集団保育望む声が大きくなり、ようやく寺の本堂を借り8人の児童で父母による自主運営を始める。 ・未亡人会を改め、20歳未満の子どもを扶養している母と寡婦で構成し、福祉事務所に事務局を置く。
1980年 (S55)	・国際婦人の十年・中間年世界会議(コペンハーゲン) ・女子差別撤廃条約に署名 ・民法一部改正(妻の相続1/2) ・「県婦人行動計画」策定		
1981年 (S56)	・女子差別撤廃条約発効 ・県社会部青少年家庭課に「婦人室」設置	・飯山市商工会婦人部設立	・女性経営者団体として、女性の視点で商工業の振興や地域貢献のために活動。H13飯山商工会議所女性会に名称変更。
1982年 (S57)		・県婦人教育指導者研修会受講  ・農村婦人学校(一般過程)開設  ・消費者生活講座受講 ・飯山くらしの会結成  ・第1回消費生活展開催	・飯山市より初の受講生2名。以後毎年受講生を送るよう要請する。 社会教育委員・公民館運営審議会・図書館運営協議会の委員の委嘱を受ける。 ・下水内農業改良普及所と各市町村が「女性農業者に力と自信を」と開設。後に昭和60年専門課程(簿記・アスパラ・りんごジュース)が増設される。 ・以後毎年受講者を送る。 ・県消費生活講座受講者・通信講座修了生で結成消費生活展・廃油回収・手作りセッケンの啓蒙など自主的な活動をすすめ、有線放送「消費者の窓」を担当、賢い消費者になるため啓発活動を続けている。 ・飯山くらしの会が主催。後に食改・農協婦人部・生協などと共催し、隔年開催となる。
1984年 (S59)	・国籍法・戸籍法改正(父系主義から両系主義へ) ・県婦人総合センター開館	・児童館設置に関する陳情書	・第11回飯山婦人のつどいから児童館建設について、市と議会に陳情する。(婦団連)
1985年 (S60)	・国連婦人の十年・最終年世界会議(ナイロビ) ・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法一部改正(婦人の年金権の確立) ・男女雇用機会均等法公布	・県婦人週間の集いに多数参加  ・中央婦人学級開設  ・学童保育に補助金出る	・国連婦人年最終年に当たって岡谷婦人総合センターで開いた第37回婦人週間講演会に32人参加 講演 もろさわようこ 「歴史を開く女と男のこれから」 ・申請婦人学級から再び中央婦人学級へ新たに企画運営に当たる運営委員制とし、初回には母体団体の代表が集まり、学級の運営等について話し合う。 以後平成6年女性セミナーと改名され現在に至る。 <当初母体となった団体、グループ> 公民館運営審議会、県婦人指導者研修受講者、婦人団体連絡協議会、木島地区婦人会、常盤地区婦人会、瑞穂地区婦人会、おやこ劇場、くらしの会、子どもと本をよむ会、母親文庫、やよい会、美雪会 ・自主運営を余儀なくされていた学童保育に、県と市から30万円補助
1986年 (S61)	・男女雇用機会均等法施行 ・「新長野県婦人行動計画」策定	・市立図書館日曜開館開始 ・飯山市児童センター開館	・市民の要望により日曜開館、月曜休館となる。 ・ようやく専任の指導員のもとで学童保育始まる。(上町公民館と併設)
1987年 (S62)	・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・図書館建設懇話会	・第14回婦人のつどいの中から図書館建設に関する要望書提出(婦団連)

年	国連・国・県	飯山市	摘要
1989年 (H1)		<ul style="list-style-type: none"> <li>初の婦人模擬議会実施</li> <li>芽ぶきの会結成</li> <li>飯山婦人教育を考える会結成</li> <li>婦人団体懇談会開催</li> <li>働く婦人の家建設促進連絡協議会設置</li> <li>市立飯山図書館(独立館)開館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内女性団体グループ代表が参加 議長、副議長を努め、22人がそれぞれの立場で代表質問を行った。 &lt;参加団体グループ&gt; 婦人教育指導者受講者代表、飯山市農協婦人部、飯山市婦人団体連絡協議会、飯山日赤奉仕団、生活改善推進協議会、木島地区婦人会、保健補導員会、飯山くらしの会、飯山商工会議所婦人部 &lt;質問事項&gt; 婦人の健康、物産センター、文化会館建設、働く婦人の家建設、いじめ、老人問題、新幹線と駅周辺整備、婦人会館設置と相談員設置、図書館建設運営、観光と誘客、人材銀行、高齢化対策と在宅福祉、農業問題、通学路の外灯設置、ショッピングが楽しめるまちづくり、河川の汚濁と浄化、上段開発と住民影響、農業災害対策と価格補償ほか</li> <li>農村婦人学校修了生が、前年の集いを経て豊かなくらしづくりを求めて42人で結成</li> <li>県婦人教育指導者研修会受講者で結成 市議会一般質問傍聴、市長との懇談会、学習会等を定例化してスタート</li> <li>婦人模擬議会の実施から働く婦人の家建設の動き始まる。</li> <li>婦人会館(婦人活動の拠点)の建設要望を受けて、市の商工観光課の呼びかけによる働く婦人の家建設のための懇談会が開かれる</li> <li>懇談会の動きを受けて設置されるが、先進地視察は公民館との併設館で独立館の構想薄く委員の一部に不満が残る。独立館を望む声大きく、独立館と婦人活動の拠点としての施設運営(女性館長の嘱託化)についての陳情書を市議会に提出。</li> <li>待望の市立飯山図書館が開館</li> </ul>
1990年 (H2)		<ul style="list-style-type: none"> <li>市長に働く婦人の家管理運営に関する要望書提出</li> <li>飯山市働く婦人の家開館</li> </ul>	
1991年 (H3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての国内行動計画(第1次改定)」策定</li> <li>育児休業法公布</li> <li>「さわやか信州女性プラン」策定</li> <li>県農村女性プラン策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性農業者セミナー開講</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村婦人学校を改名</li> </ul>
1992年 (H4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業法施行</li> <li>県名称変更 「社会部青少年家庭課 女性室」 「女性総合センター」 「女性問題県民会議」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村生活マイスター誕生</li> <li>農村生活アドバイザー設置</li> <li>子育てサロン設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農村女性の地域リーダーとして知事が認定(11年現在500余名)</li> <li>農村生活の活性化のため、普及センターへの情報提供・地域の実態調査・仲間の意見要望を行政へ反映させる任を務める</li> <li>子育て中の母親を中心に市に陳情し、保健センター内に開設</li> </ul>
1993年 (H5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」公布施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい朝市スタート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧雪害試験地前で週1回始める。平成6年福祉ショップやまぼうし前に、平成8年飯山駅前に移動</li> </ul>
1994年 (H6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジャカルタ宣言採択</li> <li>男女共同参画推進本部設置</li> <li>男女共同参画審議会発足</li> <li>男女共同参画室設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性セミナー開設</li> <li>初の女性農業委員誕生</li> <li>飯山小学校に学童クラブ開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央婦人学級を改名してスタート</li> <li>議会推薦により2名</li> </ul>
1995年 (H7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4回世界女性会議(北京)北京宣言及び行動綱領採択</li> <li>「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>木島小学校に学童クラブ開設</li> <li>日本女性会議に初参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>にいがた会議へ5人参加 以後8年うつのみや 10年あまがさき 11年はままつにも参加</li> </ul>

年	国連・国・県	飯山市	摘要
1996年 (H8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画2000年プラン」策定</li> <li>婦人参政権行使50周年</li> <li>「信州女性プラン21」策定</li> <li>地域女性コミュニケーター設置</li> <li>新長野県農村女性プラン策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初の休日市議会実施</li> <li>いいやまふれあい市の会発足</li> <li>地域女性コミュニケーター設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあい朝市の名称を改めて再スタート</li> <li>地域における男女共同参画活動の推進役、県と市・行政と市民のパイプ役として知事が委嘱2名。その後平成10年3名計5名となる</li> </ul>
1997年 (H9)	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画審議会設置法公布</li> <li>男女雇用機会均等法/労働基準法改正</li> <li>県社会部に「女性課」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初の家族経営協定調印</li> <li>女性問題懇話会開催</li> <li>県主催「女と男ふれあいフェスティバル'97」を飯山市で開催</li> <li>農村女性プランアンケート調査実施</li> <li>子育てセミナー開設</li> <li>戸狩観光協会女性部「菜の花の夕餉」発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3家族、その後増えて平成11年で6家族となる。</li> <li>市内各女性団体参加 県女性課長より行動計画策定の経過などの講話あり。</li> <li>市内女性団体参加 農村女性グループ寸劇「農村のきのう・きょう・あした」披露</li> <li>農村女性プラン策定に向け始動</li> <li>子育てサロンの仲間が子育て支援センター、保健婦と連携しながら自主的に運営</li> <li>菜の花、アスパラなど春の食材を郷土食に盛り込んだ御膳の作成</li> </ul>
1998年 (H10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県女性行政推進協議会の構成員の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性問題市民意識調査委員会設置</li> <li>飯山市農村女性団体連絡会結成</li> <li>げんきがでるセミナー開催</li> <li>女性議員を送り出す市民の会設立</li> <li>初の女性市議会議員誕生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性行動計画策定に向け、市民年代別500人を対象にアンケート調査実施</li> <li>ふれあい市の会、芽ぶきの会、農業経営者協会婦人部、農村生活マイスターの会、農村生活アドバイザーの会の5グループ</li> <li>飯山女性教育を考える会主催 講師 猪爪範子 女性議員擁立の気運高まる。</li> <li>女性市議擁立に向けて設立</li> <li>歴代最高得票で当選を果たす。</li> </ul>
1999年 (H11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正男女雇用機会均等法/改正労働基準法/改正育児・介護休業法施行(4/1)</li> <li>男女共同参画社会基本法公布・施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いいやま農村女性夢プラン策定</li> <li>教育委員会生涯学習課に女性係設置</li> <li>飯山市女性行動計画策定委員会設置</li> <li>「いいやま女性フェスティバル'99」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の係長就任</li> <li>女性問題市民意識調査の結果を踏まえそれを基本とした「女性行動計画」の策定を検討</li> <li>女性団体の交流と行動計画の周知、ジェンダーチェックの実施</li> </ul>
2000年 (H12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>県女性総合センターの愛称「あいとびあ」に決定</li> <li>県男女共同参画推進委員会設置</li> <li>国連女性2000年会議(ニューヨーク)</li> <li>男女共同参画基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「いいやま女性プラン21」策定</li> <li>女性農業委員議会推薦枠廃止</li> <li>女性農業委員5人誕生</li> <li>ひよこの会 各種学習イベント等の有料託児実施</li> <li>まちなか花いっぱい事業</li> <li>「男の料理教室」で伝承郷土料理指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>策定記念講演会</li> <li>農村女性団体連絡会は2期6年間続いた女性委員の議会枠継続の要望書を市長・議長などに提出したが受理されず。</li> <li>自らの立候補・地区推薦等により5名の候補者擁立、無投票で全員当選</li> <li>子育て中の女性を応援し社会に送り出すことを目的とした有料ボランティアグループで、託児要請に対応しているが利用者は年々増加の傾向にある。</li> <li>飯山商工会議所女性会主催事業として中心街舗道にフラワーポット設置</li> <li>女性センターの講座で戸狩温泉おかみの会が指導</li> </ul>
2001年 (H13)	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府男女共同参画局設置</li> <li>第1回男女共同参画週間</li> <li>DV防止及び被害者の保護に関する法律公布</li> <li>県窓口 男女共同参画課に改称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いいやま男女共同参画市民会議設立</li> <li>市窓口 総務部人権政策課 男女共同参画係に改組</li> <li>割箸のリサイクル活動開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性プラン21策定委員が発起人となり会員を募って設立したプランの推進組織</li> <li>地域の発展に寄与する目的で設立された戸狩観光協会女性部は、使用済の割箸を回収し製紙原料として製紙会社へ送る事業を開始。</li> </ul>

年	国連・国・県	飯山市	摘要
2002年 (H14)	・県男女共同参画社会づくり 条例公布	・あなたと私の共同参画講座 開講  ・学校給食へ地元農産物の 供給開始  ・老人クラブで初の女性会長 誕生	・男女共同参画意識の向上と中核となる指導者養成を目的とした 講座で、議会傍聴・公開講座等、受講者の自主運営による講座 (以後毎年開講) ・農村女性団体連絡会が旬のおいしい野菜を子どもたちにこの 願いを市教育委員・農業委員・栄養士等と話し合い実現させ た。(戸狩小・木島小)
2003年 (H15)	・次世代育成支援対策推進法 施行 ・県男女共同参画審議会設置 ・パートナーシップながの21改 定	・老人クラブで初の男女共同 参画学習会  ・男女共同参画週間講演会 開催 ・飯山市食の風土記編集委 員会発足	・飯山地区公民館と老人クラブ・社協共催で行われている老燃教 室の一講座として、共同参画市民会議に講話要請 毎年行う。 ・講演 新しい家族の有り方「パートナーシップと子育て」 鈴木光司 ・「信州いいやま食の風土記」の内容を基に飯山の郷土色を次世 代に継承することにより、食育や地産地消の推進を図る。H17年 に「信州食の風土記」発刊と「第1回食の文化祭」を開催する。 H18年「飯山食ごよみ」を作成して市内全戸配布する。H19年レ ジ集「未来へつなごう ばあちゃんの味、かあちゃんの味」発刊。
2004年 (H16)	・県担当課ユマニテ・人権 尊重課に改組 ・DV防止及び被害者の保護に 関する法律公布 ・DV防止及び被害者の保護に 関する法律改正	・飯山市男女共同参画 コミュニケーター設置 ・男女共同参画地域学習会 開く ・学校給食の地元農産物 利用市内小学校に広まる ・初の女性市議会副議長 誕生 ・戸狩観光協会女性部による エコキャンドル活動開始/ りんご豚料理取り組み開始	・県コミュニケーター制度廃止により市単独で設置し6名を委嘱  ・家庭・地域における共同参画意識の啓発のため、地域の要請に 応えてコミュニケーター等が出向いて懇談。6地区実施。 ・市内8校で実施。  ・12月議会で承認され副議長に就任  ・信州りんごとみゆきパークを組合わせた名物料理で誘客につな げる取り組み。
2005年 (H17)	・第49回国連婦人の地位委員 会、通称「北京10」世界閣僚級 会合を開催(ニューヨーク) ・第2次男女共同参画 基本計画 策定 ・「女性の再チャレンジ支援 プラン」策定	・飯山食文化の会に名称 変更 ・若妻キャラバン隊による県知 事訪問/りんご豚料理コンテ スト開催 ・いいやま市男女共同参画 プラン21策定 ・第2期いいやま農村女性夢 プラン策定	・「信州いいやま食の風土記」編纂終了後名称変更  ・戸狩観光協会女性部による県へのPR活動/一般から募集したり りんごと豚肉を使った料理コンテスト開催。
2006年 (H18)	・第1回東アジア男女共同参画 担当大臣会合(東京) ・男女共同参画推進本部決定 「国の審議会における女性委 員の登用の促進について」 ・男女雇用機会均等法改正/ 労働基準法一部改正 ・「女性再チャレンジ支援 プラン」改定 ・県男女共同参画センターに指 定管理者制度を導入、 同センターを「配偶者暴力相 談支援センター」に指定	・飯山赤十字病院の医師不 問題を考えるシンポジウム 開催  ・戸狩観光協会女性部 『りんご豚まん』地元生産 開始	・いいやま男女共同参画市民会議の例会で市内の産婦人科医師 不足が話題となり、情報収集や学習会をする。11月市長と産婦 人科・小児科医師不足について懇談する。12月シンポジウムを 開催し、その場で県知事へ「医師確保に関する要望書」を提出。  ・県外業者に生産委託していた「りんご豚まん」を地元製造試作 開始(販売は19年から)

年	国連・国・県	飯山市	摘要
2007年 (H19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ニューデリー)</li> <li>・改正男女雇用機会均等法/改正配偶者暴力防止法施行</li> <li>・官民トップ会議にて「仕事と生活の調和憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> <li>・内閣府「仕事生活の調和推進室」設置</li> <li>・パートタイム労働法改正</li> <li>・第2次長野県男女共同参画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師確保に向けての署名の取り組み</li> <li>・飯山市男女共同参画社会づくり条例制定</li> <li>・文化財認定検討委員会において郷土料理14品の認定を申請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いいやま男女共同参画市民会議の例会で医師確保に向けての署名の取り組みを決定、会員で署名活動に取り組む。5月村井県知事との車座集会において17,770筆の署名提出。</li> <li>・飯山食文化の会が教育委員会に申請し、「富倉の笹ずし」「富倉そば」「えご」「いもなます」の4品が「飯山市選択無形民俗文化財」に認定される。</li> </ul>
2008年 (H20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部決定「女性の参加促進プログラム」</li> <li>・女性差別撤廃条約実施状況第6回報告提出</li> <li>・男女雇用機会均等法改正施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県食育推進会議会長賞受賞/農村きらめきコンクール県知事賞受賞</li> <li>・いいやまエコ大賞事業開始</li> <li>・戸狩観光協会女性部「エコキャップ活動」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山食文化の会が受賞</li> <li>・飯山商工会議所女性会主催事業として、エコ活動を推進している団体を表彰する。</li> <li>・ペットボトルのキャップを回収しエコキャップ推進協議会へ送付</li> </ul>
2009年 (H21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合(ソウル)</li> <li>・「女性首長大集合！～地域・子育て・男女共同参画～」における宣言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農山村漁村女性の日記念の集いで女性グループの生活生産に関する表彰「優良賞」受賞</li> <li>・戸狩観光協会女性部「エコ箸活動」開始</li> <li>・飯山市農村女性団体連絡会飯山市の農村・農業の発展に寄与するために活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山食文化の会が受賞</li> <li>・割箸からエコ箸に変えていくため希望を募り一括購入</li> <li>・定期総会/臨時総会 農業委員選挙について/農業委員選挙報告会と激励会/飯山学園へ越冬野菜の寄付</li> </ul>
2010年 (H22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「北京15」世界閣僚級会合開催(ニューヨーク)141ヶ国が参加日本から21名出席</li> <li>・「第3次男女共同参画計画」閣議決定(少子高齢化や社会経済情勢の変化に対応した15の重点分野に成果目標が設定された。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いいやま食文化の会加工所「菜の花」開設</li> <li>・産業功労団体知事表彰受賞/飯山市長表彰</li> <li>・飯山市農村女性団体連絡会飯山市の農村・農業の発展に寄与するために活動</li> <li>・第2次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」策定</li> <li>・飯山市人権同和男女共同参画地域推進員設置</li> <li>・いいやま男女共同参画市民会議閉じる</li> <li>・飯山女性教育を考える会市内公衆トイレの点検調査/市役所担当課との話し合い/県政学習会/市政学習会</li> <li>・男性のための料理教室/企業出前講座/集落サロン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・笹ずしの受注販売/お弁当/オードブル/の受注販売を開始</li> <li>・飯山食文化の会が受賞</li> <li>・商工会女性会との活動交流/第3期いいやま農村女性夢プランお披露目、飯山市農業委員会との懇談会/定期総会/会報発行/飯山市消費生活展への参加</li> <li>・各地域から2名、担当地区において男女共同参画を推進</li> <li>・2001年に21プラン策定委員が発起人となり設立した組織はそれぞれが個々に所属する団体・組織等において実践活動することとし発展的解散となる。</li> <li>・H23～26年継続実施</li> <li>・食生活改善推進協議会による市内在住の30歳以上の男性を対象とした料理教室の実施(H23～25年継続実施)/健康づくりのための食事の普及や食育の推進(H23年継続実施)/65歳以上の地区住民を対象としたバランスの良い食事と減塩の普及(H23～R1年継続実施)</li> </ul>

年	国連・国・県	飯山市	摘要
2011年 (H23)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員男女共同参画学習会開催</li> <li>・戸狩観光協会女性部「戸狩温泉満喫御膳」販売</li> <li>・親子料理教室</li> <li>・飯山市農村女性団体連絡会 飯山市の農村・農業の発展に寄与するために活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売日限定/数量限定で実施。H24年5月10月、H25年11月実施。現在、形を変えて宿で予約販売</li> <li>・食生活改善推進協議会により、市内小中学生に健康づくりのため(H25、26年継続実施)</li> <li>・商工会女性会との活動交流/定期総会/市長との懇談会/川崎市女性農業担い手の会「あかね会」との交流</li> </ul>
2012年 (H24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「女子差別撤廃委員会」は日本における女子差別撤廃条約に関する報告を審議し、日本政府の取り組みが進まないことを指摘する最終見解を出す。</li> <li>・男女雇用機会均等法改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山食文化の会「飯山の食ごよみ」改訂版発行</li> <li>・「飯山人権政策に関する基本方針」(いいやま女性プラン21)の推進)</li> <li>・農村女性団体連絡会による区長会協議会へ要請</li> <li>・女性農業委員3名選出される。</li> <li>・飯山市農村女性団体連絡会 飯山市の農村・農業の発展に寄与するために活動</li> <li>・飯山市母子寡婦福祉協議会休会となる</li> <li>・「女性と市長のふれあいトーク」始まる。</li> <li>・男女共同参画市職員研修開催</li> <li>・飯山商工会議所女性会 創立30周年記念式典 举行</li> <li>・北信州野菜を食べようキャンペーン実施/自殺予防事業/低栄養予防、介護食講座/郷土料理講習会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員の改選に当たり各地区から女性の委員が選出されるよう配慮を願う旨の要請を協議会長宛てに文書提出。</li> <li>・農村女性団体の推薦1名を含み3名が当選</li> <li>・商工会女性会との活動交流/定期総会/臨時総会(農業委員擁立への取り組み)/農業委員当選祝賀会/飯山市消費生活展への参加「地産地消・消費者がささえる飯山市の農業」</li> <li>・これまでの活動記録「あゆみ」を作成し休会となる。</li> <li>・市内で活躍している女性グループとの懇談会を開始</li> <li>・1981年発足会員54名</li> <li>・食生活改善推進協議会による市内スーパー店頭で野菜料理のレシピを配布(H25年継続実施)/1人暮らしの人を対象に料理のおすそわけなどを食べることを通じて自殺予防を図る。(H25～27年継続実施)/在宅高齢者に低栄養予防の普及と介護食講座の実施。(H25年継続実施)/地元郷土料理の理解と継承(H25～R1年継続実施)</li> </ul>
2013年 (H25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法施行</li> <li>・「DV防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「味蔵 月あかり」オープン/JR 東日本の観光列車「おいこっと 走る農家レストラン」</li> <li>・「ひよこの会」総会 子育て女性を応援し社会に送り出すことを目的にサービスを実施</li> <li>・「TUNAGU」パートナーシップ事業/子育て世代の食生活支援事業/地域見守り支え合い事業</li> <li>・飯山市農村女性団体連絡会 飯山市の農村・農業の発展に寄与するために活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山食文化の会によるおにぎりや笹ずし等、郷土料理を中心とした食事処/郷土料理の提供が実現</li> <li>・行政や関係機関からの託児の依頼が年々増加している。その他、イオン中野ボランティア5人 センター未来フェスティバルおでん作り7人</li> <li>・食生活推進協議会による「減塩」、「野菜あと1皿」をテーマに家庭訪問等を実施/子育て世代を対象とした「減塩」「野菜摂取量の増加」を目的とした生活支援(H26年継続実施)/1人暮らしの人を対象に自殺予防や心の健康増進を目的に食事作り講習会を実施(H26、27年継続実施)</li> <li>・商工会女性会との活動交流/定期総会/ふるさとの味交流会～郷土料理講習会～/アスパラ祭りへの参加/市長との懇談会</li> </ul>
2014年 (H26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「輝く女性応援会議」総理官邸で開催</li> <li>・すべての女性が輝く社会づくり本部設置</li> </ul> <p>様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実施して輝くことにより「女性の力」が十分に発揮され社会の活性化につなげる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画に関する市民意識調査の実施</li> <li>・飯山食文化の会 創立10周年</li> <li>・飯山市農村女性団体連絡会 飯山市の農村・農業の発展に寄与するために活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記念式典/10周年記念 食文化祭(第5回)</li> <li>・飯山の伝統野菜を使いこなす/定期総会/連絡会、農村生活マイスター合同研修会/第2回アスパラ祭りへの参加/農村生活マイスター諏訪支部研修受け入れ/ふるさとの味交流会～夏野菜を食べよう～/消費生活展への参加</li> </ul>
2015年 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連「北京+20」記念会合(第59回国連女性の地位委員会(ニューヨーク))</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農村女性団体連絡会による区長会協議会へ要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員の改選に当たり各地区から女性の委員が選出されるよう配慮を願う旨の要請を協議会長宛てに文書提出</li> </ul>

年	国連・国・県	飯山市	摘要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択</li> <li>・UN Women 日本事務所開設</li> <li>・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</li> <li>・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定（以降、毎年策定）</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行（翌年、全面施行）</li> <li>・「第4次男女共同参画計画」閣議決定</li> <li>・安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山市農村女性団体連絡会 飯山市の農村・農業の発展に寄与するために活動</li> <li>・男性のための料理教室/牛乳・乳製品利用講習会、凍り豆腐普及事業/子育てサークルおやつ作り、食事作り講習会</li> <li>・第三次男女共同参画「いいやま男女共同参画プラン21」策定</li> <li>・平成27年度食育推進ボランティア表彰/「おせち料理」受注販売開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土井善晴氏講演会後援/第4期飯山農村女性夢プランお披露目/定期総会/第3回アスパラ祭りへの参加/臨時総会/ふるさとの味交流会/農業委員当選祝賀会/北信州農村女性のつどい/食べよう北信州飯山の伝統野菜（道の駅千曲川）</li> <li>・食生活改善推進協議会による市内在住の30歳以上の男性を対象とした料理教室/牛乳・乳製品利用料理の普及とカルシウム摂取量のアップを図るための講習会と凍り豆腐の普及を図るための講習会（H28年継続実施）/子育て世代の保護者を対象とした子供向けの体にやさしい手作りおやつ、バランスのよい食事の講習会（H28～R1年継続実施）</li> </ul>
2016年（H28）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意</li> <li>・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議</li> <li>・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山市農村女性団体連絡会 飯山市の農村・農業の発展に寄与するために活動</li> <li>・一般社団法人いいやま食文化の会設立/食文化の会の加工所“菜の花”の施設移転</li> <li>・森林セラピー参加者へ郷土料理、手作りおやつの提供/消費生活展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期総会/第4回アスパラ祭りへの参加/臨時総会/ふるさとの味交流会（市長との懇談会）/北信州農村女性のつどい/飯山消費生活展への参加/食べよう北信州飯山のお米と伝統野菜（銀座NAGANO）</li> <li>・いいやま食文化の会が社団法人化して「一般社団法人 いいやま食文化の会」とする/飯山市瑞穂地区より飯山市静間地区に“菜の花”の施設を移転し、笹ずし、お弁当、オードブル等の受注販売及び地元野菜を使った加工品等を調理。法人の事務所も同所に置く</li> <li>・食生活改善推進協議会による参加者へたけのこ汁、手作りおやつ、きのこ汁等をふるまい、食育月間と併せて郷土料理を普及（H29～R1年継続実施）/「減塩」と「野菜摂取増加」をテーマに試食提供や塩分、野菜の媒体等を展示（H30年継続実施）</li> </ul>
2017年（H29）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山市農村女性団体連絡会 飯山市の農村・農業の発展に寄与するために活動</li> <li>・男性のための料理教室/子育てサークルおやつ作り講習会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期総会/第5回アスパラ祭りへの参加/桑名川区土砂災害被災者への笹餅提供/ふるさとの味交流会/農業委員の推薦/発足20周年記念検討委員会</li> <li>・食生活改善推進協議会による市内在住の成人男性を対象とした料理教室の実施/子育て世代の保護者を対象とした子供向けの体にやさしい手作りおやつの講習会（H30年継続実施）</li> </ul>
2018年（H30）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行</li> <li>・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について ～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山市農村女性団体連絡会 飯山市の農村・農業の発展に寄与するために活動</li> <li>・牛乳・乳製品利用講習会、凍り豆腐普及事業</li> <li>・戸狩観光協会女性部 飯山駅まつり出店</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期総会/第6回アスパラ祭りへの参加/北信州農村女性のつどい/飯山市消費生活展への参加</li> <li>・食生活改善推進協議会による牛乳・乳製品利用料理の普及とカルシウム摂取量のアップを図るための講習会と凍り豆腐の普及を図るための講習会（R1年継続実施）</li> <li>・地元で採れた野菜を販売 売上金は柴村（地震復興）に寄付</li> </ul>
2019年（H31）（R1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・W20日本開催（第5回 WAWI と同時開催）</li> <li>・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飯山市農村女性団体連絡会 飯山市の農村・農業の発展に寄与するために活動</li> <li>・男性のための料理教室</li> <li>・ひよこの会発足から20年</li> <li>・戸狩観光協会女性部 飯山駅まつり出店/台風19号被災者支援</li> <li>・男女共同参画に関する市民意識調査の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期総会/20周年記念式典/第7回アスパラ祭りへの参加/北信州農村女性のつどい（野沢温泉村）/「おいしい信州フード」フェア（農林高校）/第5期いいやま農村女性夢プラン策定</li> <li>・食生活改善推進協議会による市内在住の成人男性を対象とした料理教室の実施</li> <li>・毎年、市公民館で開催される各種講座や保健センターで開催される健診や講座等において託児業務を受託している。</li> <li>・地元で採れた野菜を販売。レジ袋の代わりに新聞紙バックを複製使用。売上金は台風19号被災者支援に寄付/会員からタオルを募り寄付</li> </ul>

## 飯山市男女共同参画計画策定の経過

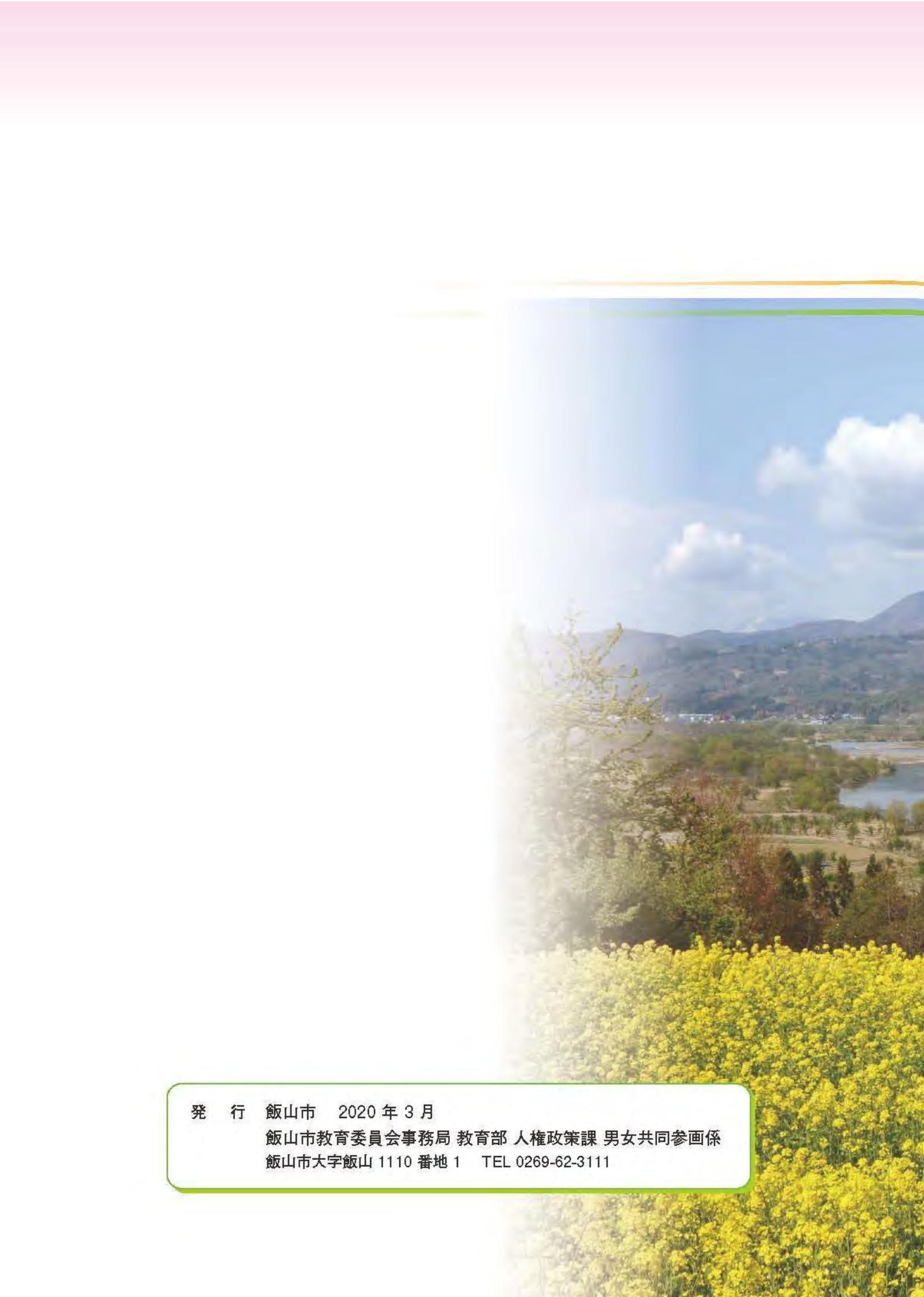
平成12年	3月	「いいやま女性プラン21」第1次飯山市女性行動計画策定
平成17年	3月	第1次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」策定
平成22年	3月	第2次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」策定
平成27年	7月	第3次男女共同参画計画「いいやま男女共同参画プラン21」策定
令和元年	5月14日	第1回策定委員会 飯山市男女共同参画計画策定委員委嘱 委員長 委員構成
	6月10日～7月10日	「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
	6月10日～7月10日	「地域の自治会等における女性役員登用数調査」実施
	11月27日	第2回策定委員会
	12月18日	第3回策定委員会
令和2年	1月22日～2月25日	第4次男女共同参画計画(案)に対する市民意見等の募集
	3月3日	第4回策定委員会(策定完了)
	3月12日	市長に計画の答申

## 飯山市男女共同参画計画策定委員

氏名	所属団体等	備考
丸山 明 美	飯山市社会教育委員	会長
市川 泰 成	飯山人権擁護委員協議会	副会長
井澤 清 一	飯山市地区公民館長会	
田中 万 理	飯山商工会議所女性会	
高橋 政 宏	みゆき野青年会議所	
坪根 津 根 子	飯山市農村女性団体連絡会	
坂東 峯 一	飯山市企業人権教育推進協議会	
今 井 寛	飯山市農業委員会	
山崎 一 郎	飯山市議会議員	
渡辺 美 智 子	飯山市議会議員	
別所 よ し 江	公募	
田中 妙 子	飯山市人権同和男女共同参画地域推進員	
宮澤 栄 子	男女共同参画コミュニケーター	

(敬称略)





発行 飯山市 2020年3月  
飯山市教育委員会事務局 教育部 人権政策課 男女共同参画係  
飯山市大字飯山 1110 番地 1 TEL 0269-62-3111